

令和7年12月11日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	14番	牛島	孝之
3番	坂本	治郎	15番	服部	良一
4番	水町	典子	16番	中島	信二
5番	古賀	邦彦	17番	栗原	吉平
6番	久間	寿紀	18番	三角	真弓
7番	原田	英雄	19番	森	茂生
8番	小山	和也	20番	栗山	徹雄
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

13番 石橋 義博

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	秋山	勲
事務局 長補佐	加藤	邦博
事務局 次長	野村	美幸
書 記	田中	浩章
書 記	松尾	眞吾

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
未来創造戦略室長	丸 山 隆
総 務 部 長	坂 田 智 子
企 画 部 長	田 中 和 己
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	平 武 文
建設経済部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	鶴 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
観光振興課長	持 丸 弘
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
福 祉 課 長	甲斐田 英 樹
子育て支援課長	末 崎 聡
介護長寿課長	前 田 加代子
建 設 課 長	木 村 孝
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	堤 辰 幸
教育指導課長	轟 拓 也
社会教育課長	遠 藤 宏 樹
スポーツ振興課長	栗 山 哲 也
文化振興課長	片 山 あづさ
農業委員会事務局長	石 橋 武

議事日程第5号

令和7年12月11日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

1 花下主茂議員

第2 議案審議

- ・ 質 疑 (委員会付託)
 - ・ 討 論
 - ・ 採 決
-

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第2 議案審議

議案第53号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 指定管理者の指定について（八女市地域福祉センター）

議案第56号 指定管理者の指定について（八女伝統工芸館・八女手すき和紙資料館・八女観光物産館・八女民俗資料館）

議案第57号 指定管理者の指定について（八女市食の健康拠点施設）

議案第58号 指定管理者の指定について（八女市横町町家交流館）

議案第59号 花宗用水組合規約の変更について

議案第60号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第3号）

議案第61号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問4日目、その後、議案審議が予定されております。最後まで慎重審議のほどよろしく願いいたします。

お知らせいたします。花下主茂議員要求の資料、森茂生議員要求の質疑資料、委員会・分科会日程表を配信いたしております。

なお、13番石橋義博議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、よろしくお願いたします。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

2番花下主茂議員の質問を許します。

○2番（花下主茂君）

皆様おはようございます。議席番号2番の花下主茂でございます。まず初めに、本日も御多用の中、傍聴にお越しいただいております皆様、また、インターネット中継にて御視聴いただきありがとうございます。ありがとうございます。

そして、先月発生をいたしました大分県佐賀関での大規模火災や、つい先日も青森県を中心とした震度6強の地震により被災をされました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と平穏な生活の回復をお祈り申し上げます。

こうした災害が相次ぐ中で、日常の安全をどう守るか、地域の支え合いをどう強めていくかという視点は、この八女市にとっても大きな課題でございます。

本日は、青少年の育成、地域における参加とつながり、そして、将来の生活環境に直結する道路事業について現状を確認するとともに、市としての今後の姿勢を伺ってまいります。

今議会での一般質問の大トリということで大変の引き締まる思いがしております。建設的な時間となりますよう私自身心がけて質問をしておりますが、執行部の皆様におかれましても丁寧な御答弁を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆様おはようございます。一般質問最終日、そして、その後の議案審議もどうぞよろしくお願いいたします。

2番花下主茂議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1、青少年の深夜徘徊・危険走行への対策について、(1)市としての現状認識と危機感についてのお尋ねでございます。

福岡県警察本部の発表によりますと、福岡県において、令和6年中に不良行為で補導された少年の数は減少傾向にあり、補導された少年の約40%は深夜徘徊によるものでございます。これに対し、暴走事案に関連する110番通報は、前年度に比べて増加しており、実態として、危険走行や暴走行為は減っていないものと認識しており、八女市におきましても同様である

と考えております。また、近年はSNSを利用した暴走の呼びかけが増加している傾向があり、青少年における健全育成の観点からも市として憂慮しており、さらなる対策が必要だと考えております。

(2) 警察との連携及び地域安全対策についてのお尋ねでございます。

本市といたしましては、深夜徘徊・危険走行等の情報が寄せられた場合には、八女警察署に対してパトロールの強化等を要請し、対応いただいております。

また、地域における安全対策として、八女地区防犯協会や八女交通安全協会が行う活動を支援し、防犯、交通安全に対する普及啓発活動等を行っております。

(3) 青少年の非行防止と健全育成について及び2、eスポーツを活用したインクルーシブな地域づくりに向けて、(3)不登校児童生徒や若者の居場所づくりについては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に2の(1)インクルーシブな地域づくりに向けて、(2)障がいのある方、高齢者支援における新しい交流手法の活用について及び3、一般国道3号広川八女バイパス事業について答弁をいたします。

まず2のeスポーツを活用したインクルーシブな地域づくりに向けて、(1)インクルーシブな地域づくりに向けてというお尋ねでございます。

eスポーツは、コンピューターを使った対戦をスポーツ競技として捉える一方で、年齢、性別、国籍、障がいの壁を越えて、誰もが参加することができるため、インクルーシブな地域づくりに活用できると考えております。

(2)の障がいのある方、高齢者支援における新しい交流手法の活用についてのお尋ねでございます。

障がいのある方や高齢者の支援において、既存の枠にとらわれない新しい交流の機会を提供することがインクルーシブな社会の実現に有益であると認識しております。特にeスポーツは、障がいの有無や世代、体力差といった垣根を越え、誰もが参加しやすい交流の場を提供できる有効な手段の一つとして注目されております。こうした取組は、障がいのある方や高齢者にとって社会参加を促進するのみならず、認知機能・運動機能の維持にもつながるものと考えており、eスポーツの活用方法について議論してまいります。

3、一般国道3号広川八女バイパス事業について、(1)現状の事業実施状況についてのお尋ねでございます。

一般国道3号広川八女バイパス事業につきましては、事業者である国が、旧立花町の一般県道湯辺田瀬高線との交差点から終点である国道3号現道との交差点までの区間において、今年3月に地元説明会を実施しており、その後、同区間において用地の測量、調査を行っております。

市といたしましては、重要な事業であると考えており、事業者である国と連携を図りなが

ら推進してまいります。

1の青少年の深夜徘徊・危険走行への対策について、(3)青少年の非行防止と健全育成について及び2のeスポーツを活用したインクルーシブな地域づくりに向けての(3)不登校児童生徒や若者の居場所づくりについては、この後、教育長が答弁いたします。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

2番花下主茂議員の一般質問にお答えします。

1、青少年の深夜徘徊・危険走行への対策について、(3)青少年の非行防止と健全育成についてでございます。

青少年の非行の原因としては、家庭環境や友人関係、学校生活、社会状況の変化など様々な要因が複合していることが考えられますので、市や学校、そのほか支援機関などが一体となった相談支援の取組を進めてまいります。また、子どもたちに生活体験、社会体験、自然体験などの機会を提供し、地域とのつながりや生きる力を育みながら健全育成を推進してまいります。

2、eスポーツを活用したインクルーシブな地域づくりに向けて、(3)不登校児童生徒や若者の居場所づくりについてでございます。

eスポーツは、多様な人々を気軽に結びつけることが可能なツールだと考えております。

不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けた取組としても、他者とのコミュニケーションを取る手段として有効であり、教育委員会としましても、居場所づくりを含めた効果的な活用方法について、今後研究をしてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○2番（花下主茂君）

まず、質問に先立ちまして、質問の順番を入れ替えたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

はい。

○2番（花下主茂君）

ではまず先に、問3の一般国道3号広川八女バイパス事業についてお伺いをさせていただきます。

今回の質問では、本市として現時点で把握している事業進捗を確認させていただきまして、整理することを目的として端的に質問をさせていただきます。

初めに、本市が国から受けている最新の情報について確認をしたいと思います。

今年度、御答弁でもございましたように、旧立花町では説明会の開催、そして、測量、調

査など、一定の作業が進められているものと承知をしているところでございますが、旧八女市内においてはどのような状況なのか、まだまだ不明瞭であると感じております。

8月には整備促進期成会の総会が開かれ、バーチャルでの完成道路、通行状況などが示されているということは私自身も把握をしております。計画段階のどの位置にあり、今後どのような工程が想定されているのか、国が現在示している事業進捗や工程について、市として把握している範囲をお聞かせください。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

現在の事業進捗状況は、先ほどの答弁にもありましたように、立花町の国道3号までの約1.9キロの区間において用地測量及び物件の調査を行っております。

その後、今年度、その用地測量を終えまして、来年度から用地の買収等に入られることと思っております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

すみません、私の言葉足らずだったと思いますが、旧八女市内の現状を教えてくださいと思います。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

現時点では、要望ルートの調査につきましては国のほうと協議中でございます。市としても、地元へ寄り添って説明していきたいとは考えております。まず、国との協議を行って進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

私の受け取り方としては、旧八女市内においてはなかなか進んでいないのが現状なのかなと感じるところでございます。

聞くところによりますと、先日も忠見校区でまちづくり協議会が開催をされたということで、みさき学園のすぐ近くを通ることについて御不安の声が上がったということを知っております。

こういったことから、いまだに地元へ情報が下りていないと感じるわけでございますが、やはり現状分かっている範囲だけでも何かしらの形で住民の皆さんへ現状の進捗と今後についてお知らせをする必要があるんじゃないかなと感じるところでございます。

この点について、前回も部長にお聞きしましたので、改めてどうなのか、お考えをお聞かせください。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答えいたします。

前回の答弁でも申し上げましたとおり、今回のこの事業につきましては、国が実施主体でございます。

市としましては、地元との調整を含めてさせていただいているような状況でございますので、地元の要望は国に伝え、国の要望状況を地元伝えていきたいと考えているところでございます。

○2番（花下主茂君）

このバイパス事業につきましては、私が議員として就任以来、毎回、現状について確認をさせていただいているところでございますが、やはり先ほども申し上げたとおり、今でさえ地元の方がどうなっているのと、全く分からないという声を本当にたくさん伺うところでございます。もちろん、国が実施主体でありますので、国が何かしらの方針を示さないと市としては説明ができないということは、それは行政上の仕組みとして、機構図として、それはもう理解をしているところでございますが、やはり市民にとっての窓口は市でありますので、分かっている範囲だけでもお示しいただきたいということを改めて要望申し上げて、以上、本日は現状把握に主眼を置きましてお伺いをさせていただきました。今後、市として必要な場面で適切に国と協議をしていただいて、地域の声を伝えていただけることを期待いたしまして、次の質問に移ります。

次に、青少年の深夜徘徊・危険走行への対策というテーマでお伺いをさせていただきます。

近年、全国的に青少年の深夜徘徊や危険走行の背景が大きく変化をしております。御答弁もございましたように、とりわけ従来の特定グループによる計画的、継続的な非行とは異なって、SNSでの投稿を目的に、一時的に、衝動的に行動へ加わる少年が急増しているということが警察庁の分析でも繰り返し指摘をされているところでございます。

再生数やコメント数など、いわゆる即時の承認欲求が行動の引き金となり、従来の枠組みでは捉えにくい瞬発型、イベント型、参加型、そういったものが、そういった非行が全国的に増えていると分析をされているというところでございます。面白そうだから、映りたいからといった軽いやり取りが瞬時に大きな混乱につながり得る、この構造を見誤ると効果的な対策が取れないと私自身考えるところでございます。

そして、こうした全国的な傾向を象徴する事案がつい先月、八女市内で実際に発生をいたしました。報道によりますと、信号無視で現行犯逮捕された自称会社員の16歳の少年をめぐる、SNS投稿をきっかけに約100人ものギャラリーが短時間で集結したとされております。そのうち、十数人が警察官を取り囲み、騒然としている中、少年は手錠をつけたまま逃走して、壊れた手錠は市内の河川で発見され、逃走を助けた17歳から19歳の若者が犯人隠避で逮

捕されております。こういったあつてはならない形で八女市が全国ニュースとして取り上げられておりました。

また、今朝も関連の報道が西日本新聞で取り上げられておりました、この関連の逮捕者は計7人になったということでした。もちろん、こういった事件の類いは警察の管轄であるということは理解しておりますが、私は市として、従来以上の精度で実態把握等分析を行って、対策を強化する必要性を強く感じておりました、今回質問をさせていただきます。

まず、本市において深夜徘徊・危険走行の実態をどう捉えているのか。全国的な傾向を踏まえ、今どの程度の危機感を持っているのか、簡単に結構でございますので、まずお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほどの市長答弁にもございましたが、青少年の深夜徘徊や暴走行為は、それぞれ数の増減はあるものの、福岡県内で実態として行われており、本市においても同様であると認識しております。深夜にわたる爆音や危険な走行は、地域住民の安眠を妨げるとともに、ほかの運転者や歩行者を巻き込む重大な交通事故につながる危険性があると憂慮しているところでございます。

○2番（花下主茂君）

私自身も国道沿いに住んでおりました、ほぼ毎日大きな騒音が聞こえてくるといったような状況でございますし、本当に周辺の住民の皆さんからも、ちょっとどうにかならないかということでお声を聞いているところでございます。

一昔前、先輩方の時代に比べれば減ったのかなと感じるところでございますが、いまだに元気もんがおると感じるところでございます。

今回の事前通告では、過去の補導件数や相談件数について資料請求をさせていただいておりましたが、補導については警察の管轄ということで、相談件数の資料を作成いただきました。ありがとうございました。

過去5年の相談件数の推移から、実件数は大きく変わらないのに延べ件数が上昇している、つまり、1件当たりの対応負荷が増加をしていると読み取ることができるわけですが、御答弁いただける範囲で結構でございますので、こういった相談が多く、また、内容や行動理由の質的な変化についてどのように読み取っているのか、お聞かせください。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

御説明をいたします。

まず、この資料の前提となりますものは、子育て支援課が所管をしておりますこども相談

室で受けました相談件数になります。この件数でございますけれども、個人の特定に配慮をさせていただきまして、年度ごとではなくて、含まれる相談内容、行為についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、刑罰法令に該当しない虞犯行為でございますけれども、過去に家出、それから火遊び、喫煙行為などが主でございます。

それから、刑罰法令に触れます触法行為でございますけれども、万引きを含む窃盗、それから、性暴力行為でございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

付け加えて御説明をいただきたいんですが、こども相談室での受付ということで、対象は何歳から何歳なのかというところをお聞かせください。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

少年法に基づきまして、まず、虞犯行為、触法行為については、両方とも14歳以下ということになっております。少年法は20歳未満となっておりますので、14歳を超えれば犯罪少年ということになりますので、虞犯と触法については14歳以下の児童ということになります。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

警察庁が出されている少年非行の概況という資料がありますが、その中でも、検挙人数は減少しているが、少年非行の様態は、複雑化、深刻化の様相を呈していると総括をされております。そして、問題が表面化する前の段階での兆候把握こそが最大の対策であるとも明言をされております。

そこで、次に警察との連携についてお伺いをさせていただきます。

今回の市内での事案のように、SNSを介して短時間で現場環境が激変する場合、市、学校、警察での単独の対応には限界があると感じております。

他の自治体では、SNSの投稿の傾向を読み取った情報共有であったり、あるいは見守り隊からの地域情報、民生委員・児童委員からの気になるサイン、学校からの生活リズムの乱れといった情報などを一元的に扱う仕組みが成果を上げていると聞くところでございます。

こういった他自治体の取組がある中で、八女市の現状の連携体制についてお聞かせください。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

今回、暴走行為につきましては道路交通法上の犯罪行為であるため、防災安全課としまし

ては警察に取締りなどの強化をお願いしておるところでございます。

日頃より八女警察署とは、こういった交通安全や防犯などの対策について、連携した取組や情報共有、相談をさせていただいておまして、今後についても事前にそういった行為を防ぐ対応についても警察等と協議をしてまいる必要があると考えております。

○教育指導課長（霧 拓也君）

学校と警察との連携に関してお答えいたします。

学校では、警察官OBのスクールサポーターが日常的に八女市立学校の全てを巡回していただき、情報提供や学校からの相談に対応していただいております。学校から連絡するとすぐに来校され、必要に応じて警察とのパイプ役も果たしていただいております。

また、学校警察連絡協議会が年間数回開催され、八女市立学校、それから、広川町立学校の生徒指導担当教職員が、八女警察署生活安全課長から管内の状況などについて話を伺う機会を設けております。県下一斉街頭補導の期間には、各中学校区の祭りや花火大会を教職員が巡回する取組を行っております。

○2番（花下主茂君）

では次に、非行防止の根幹となる健全育成についてお伺いをさせていただきます。

文部科学省、内閣府の調査では、複数のネガティブな要因が重なるほど非行リスクが急激に上昇するということが示されております。家庭内のストレス、学校への不適應、生活リズムの乱れ、孤立感、ネット環境など、複数の要素が絡み合い、何となく夜に外へ出る行動につながるという構造となっているということでございます。

そして、このような複合的な要因をどのように分析をし、どの部署がどこまで把握すべきか、整理されている範囲でお伺いいたします。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○社会教育課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

社会教育課では事案の把握などはしておりません。そういう状態でございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

この後問おうかなと思っていたところでございますが、本当に横断的な課題だと思います。

ですので、どの部署がどこまでということでお伺いをさせていただいたというのが趣旨でございます。なので、そういった部分も今後の整理をぜひともしていただきたいなと思います。

その上で、初期兆候の把握という観点からお伺いをさせていただきます。

日中の過ごし方、放課後の居場所、家庭や学校で抱えるストレス、そうした小さな積み重ねが夜の行動として現れることが多いと言われております。

私自身の話になりますが、小学生の頃、家でゲームばかりしていた時期がございまして、すると父から、このままではろくな大人にならんということをおかれまして、半ば強制的に地元のサッカーチームへ入れられた経験がございます。ただ、これが今思えば大きな転機だったなと感じております。家の中で独りで暇を持て余していた時間が、それが仲間と汗を流して夢中になって走り回る時間に置き換わったことで、悪い方向へ流れていく、ある意味、余白というものが自然と消えていったと感じております。

この経験からも、子どもの行動は、放課後の過ごし方やそこで出会える大人、仲間の存在で本当に大きく変わる、これは実感を持って申し上げるところでございます。だからこそ、市としては生活のリズムの乱れ、交友関係の急な変化、家庭での孤立感、そして、居場所の不足といった、そういった初期のサインを学校や地域とどのように共有し、早い段階で寄り添える体制をつくろうとしているのか、その具体像について、教育長、御見解をお願いいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答えを申し上げます。

初期の様子をどのように把握して連携を取っているかということでよろしゅうございましょうか。

学校の中では、子どもの変化について、月1アンケートも含みまして、子どもの心の変化、それから、学校内での自分の居場所、それから、心の変化等についてはアンケート、それから、担任等による観察、調査、それから、日々の日常の行動と観察、それらを見ながら初期対応をしているところです。

子どもたちにとっては、我々が考えているよりもささいなことでもいろんなことが要因として学校や友達との関係が悪化したり、あるいは足が遠のいたりするという経過がございますので、そういったものをいち早く捉えた際は各担任を通じて家庭のほうと連絡を取り合っていると。

また、スクールカウンセラー、それから、日常的な御家庭的にいろんな要因を抱えているところには、スクールソーシャルワーカー等を使いまして、チームを組んで初期対応のほうに、早期発見に努めているということでございます。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。教育長おっしゃっていただいたとおり、いかに早くそういったサインを見つけてあげるかが子どもにとっての本当に大きな支えになると思います。

一方で、家庭の中に閉じ籠もってしまうと、なかなかそこまでは手が届かない、そういった状況が本当に多いと思います。ですので、学校の中で分かる部分、そういったところをアプローチを引き続きしていただきたいということでお願いを申し上げます。

ただ、それに加えまして、さらに重要なのは、高校中退者や進路未定者など、義務教育を卒業した後の若者への接点だと思えます。学校教育でカバーできる部分ももしかしたらあると思えますが、特に15歳から19歳の若者は自治体の支援が届きにくい層でもあると思えます。今回の事件では、まさにその年代の少年たちでございました。

市として義務教育後の若年層に対し、現状取っているアプローチと、その上で足りないと感じている部分がございますらお考えをお聞かせください。

○社会教育課長（遠藤宏樹君）

お答えいたします。

先ほど議員が申されたとおり、非行に至るには、家庭の問題や就労の問題、地域の問題、学校の問題、様々な問題が複合してございます。学校に行っていない子どもたちについてもそういったアプローチが届きにくい部分がございます。

市としましては、家族関係とか家出とか、そういった部分につきましては、先ほど出ましたこども相談室でありますとか、そのほか福祉的な分野、メンタル的な部分など、そういった部分につきましては、様々な視点からそれぞれの部署、機関が非行の背景となる課題の解消に向けての相談支援に取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○教育長（城後慎一君）

義務教育終了後のも含めてということでございますけれども、現実的には、学校の制度の中ではそこまで手を尽くすことはできていないというのが現状でございますが、担任とのつながりもありますし、以前は進学を中心とした指導が行われておりましたが、進路指導、いわゆるキャリア教育も含めて、そういったものを学校の中では丹念に積み重ねていながら、子どもの将来について関わり合いを続けていっていると、そういった状況でございます。

○2番（花下主茂君）

この年代層にどうアプローチするかというのは本当に難しいなと私自身思うところでございます。ただ、だからといって見放すことがないように、できるところからしっかりと目を配っていただきたいと思えます。

深夜徘徊や危険走行といった行動だけを切り取って非行と捉えるのではなくて、その背後にある孤立の連鎖をどう断ち切るかということこそが本当の意味での非行防止の核心だと考

えております。

家庭、学校、地域とのつながりが弱まり、誰にも頼れず行き場を失った末にSNSの呼びかけ一つで一気に危険な行動へと向かってしまう、この構造を理解し、丁寧に向き合うことが重要であると考えます。だからこそ、八女市には若者が安心して寄り添える大人と出会い、ここにいてもいいと実感できる環境づくりを地域全体で進めていくことが求められているのではないのでしょうか。

今回伺った内容を踏まえ、市として若者の孤立を防ぎ、健全に育つための基盤づくりを今後どのように進めていくのか、これは引き続き注視をしていきたいと思えます。

最後に、eスポーツを活用したインクルーシブな地域づくりという内容で質問をさせていただきます。

近年、地域の課題は複雑化をし、従来の取組だけでは拾い切れない層が広がっております。特に年齢、身体状況、距離、家庭環境などにより、地域活動に参加しづらい市民が一定数存在しているということは、市としても認識をされているところだと思いますし、今まさに先ほどの質問の中でも言及をさせていただいたところでございます。

そのような中で、先日、スポーツ分野でもかなり力を入れていらっしゃる福岡大学に私自身が視察に行きまして、スポーツ科学部の教授と意見交換をさせていただきました。その中で、eスポーツというものが、年齢差、体力差、文化的背景の違いを超えて交流できる新しい地域づくりの手法になり得るということを私自身強く実感したところでございます。

本市としては、まだ本格的な事業展開は行われていないということで理解しておりますが、だからこそ行政としてどう捉え、どう活用の可能性を探っていくのが重要になると考え、この観点からお伺いをさせていただきます。

その前段として、八女市でのeスポーツといえば、福岡県公立中学校で初となるeスポーツ部を設立した旧八女市立見崎中学校、今年度からは、新たに義務教育学校みさき学園となりましたが、そのeスポーツ部のことについて少しだけ触れさせていただきますが、今年8月にはみさき学園においてプロ選手の講話やコーチングを通じて交流を図るeスポーツ交流会が開催をされ、市長も当日は名誉監督として、同じユニフォームを着て参加をされたと伺っております。生徒たちがプロの選手と実際に交流する機会は非常に象徴的な取組であったと思いますし、実際に現場で御覧になられて、市長としてどのような印象、また、eスポーツに対してどういった可能性を感じたのか、感想をお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

8月のみさき学園でのプロの方も呼んでのイベントは、今、議員からも御紹介させていただいたとおり、私も参加をさせていただきました。総論全体は非常にいい取組だなと思った

ところでございます。

印象に残っていることは様々あるんですけども、2点に絞ってお話をさせていただきますと、まず1点は、子どもたちのタイピングの速度だったり、パソコンを使うスピードの速さにすごく印象を受けました。これはeスポーツという部分でパソコンを利用しているわけでございますけれども、これからの時代、子どもたちがどのような進路に進んだにしても、デジタルの活用は避けられない部分、やはり義務教育課程のときからそうやってパソコンをはじめとしたデジタル機器について深く学ぶことができるというのは子どもたちの将来のキャリア形成に当たっても非常に有効な手段だなというところを感じたところでございます。

もう一点は、そのときに1人、中学校の卒業生の子が来られていたんですけども、その子がもともと不登校で学校に通えていなかったのが、eスポーツを通じて学校に来れるようになったと、そういう自分の体験を後輩にも伝えたいということでゲストとして参加をしてくれていまして、非常にそういった形で、まさにさっきの御質問にあった子どもたちの居場所づくりにもつながると思うんですけども、またeスポーツ、議員が御紹介いただいたとおり、私も幼少期はゲームばかりすると同じことを言われていて、何となくゲームは悪で外に出ないといけないうのかという、そういった議論がずっとなされていたと思うんですが、今そういうeスポーツをはじめとしたゲームに対する見方というのも変わってきているんだなど。そういうゲームの新しい可能性について、行政もしっかり認識をしないといけないし、そこは教育分野のみならず、八女市全体でもしっかり活用していきたいなと感じたところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。本当に子どもたちにとってもすてきな時間になったと思います。

また、今月も八女市スーパースクール事業にて、児童生徒にeスポーツを体験してもらうというプログラムを予定していると聞くところでございます。こちらはまた素晴らしい内容となりますことを期待しております。

それでは、地域づくり全般に関わる視点でお伺いをさせていただきます。

先ほど紹介をしました福岡大学の研究では、地域、福祉、教育の参加を妨げる要因を4つに整理されております。

1つ目が、移動、体力、障がい特性など、身体的な障壁、2つ目が、緊張、不安、劣等感、失敗経験などの心理的な障壁、3つ目に、言語、習慣、価値観の違いなどといった文化的障壁、そして4つ目に、距離、設備、人手、時間帯などの環境的障壁、これは福祉や教育の現場に限らず、地域づくり全般に応用できる汎用性の高い整理だと感じたところでございます。

本市で言えば、高齢者の移動負担、若者の心理的抵抗、不登校児の対人不安、外国ルーツ

家庭の文化的ギャップ、そして、東部地域の地理的課題など、同様の障壁が複合的に存在している状況がございます。

昨日も同僚議員がスポーツ振興について取り上げられておられましたが、市長の見解にもあったように、中山間地で人数が足りないがためにチームスポーツが難しくなっている子どもたちがいるということでお話もございましたが、まさにそういった子どもたちの受皿にもなると思います。eスポーツはこうした参加の壁を相対的に低くできる特徴があり、対戦だけでなく、観戦、協力プレー、交流イベントなど、段階的な参加が可能とされているのが大きな特徴でございます。

また、質問の前提としてお伺いをさせていただきますが、今申し上げたように、一言にeスポーツといっても幅広く様々な分野にまたがっております。このeスポーツ、所管としてはどの課が中心となって議論をされていくのか、整理をされていけばお聞かせください。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

現在、本市では所管となる担当課はございませんが、目的に応じた対応等を行っているところでございます。

例えば、eスポーツをスポーツ競技として対戦をするようなスポーツとして捉えるのであれば、選手の育成とか、そういったことになればスポーツの担当課となるのかなど。また、地域コミュニティの活性化として捉えるのであれば企画の担当課、あとは、おっしゃるように、認知症予防とかいろんな活用がございますが、そういった面に捉えるのであれば福祉の担当課ということで、現在は目的に応じた対応を行っているところでございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

では、教育長にお伺いをさせていただきます。

こうしたeスポーツの先ほど上げた特徴を踏まえ、市として、インクルーシブな地域づくり、教育的な分野をどのように位置づけをされて、どのような可能性を見ているのか、お聞かせください。

○教育長（城後慎一君）

eスポーツの教育的な可能性ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほどから話題になっていますように、eスポーツには協力して対戦相手に対峙するというコミュニケーション能力の育成とか、あるいは仲間と協力して役割分担をしたり、リーダーシップを取って組織的に対応するなどの効果があると考えております。

また、その中でチームに貢献できたという喜びとか、互いにたたえ合って自分の存在価値を実感する自己肯定感、承認欲求が満たされるということもあるかと思っております。

一方で、結果が伴わなかった場合には、自分を責めるなどのそういう心配も考えられるところでは。

いずれにしても、不登校の児童生徒にかかわらず、ボンド理論というものがございまして、社会とか学校に引きつける、それがあから学校に行くとか、それがあから人と関わるとか、そういったボンド理論というものがございすけれども、そういう気持ちを学校や居場所などに向かわせるスクールボンドとして大変有効なツールになり得る可能性があることを認識しております。

○2番（花下主茂君）

先ほど市長のお話の中でもございましたように、もともと不登校だった子がeスポーツをきっかけに学校に行けるようになったということは、以前も新聞とかでも取り上げられていたということは私も認識しておりますし、まさにスクールボンドとしてなり得るというよりも実際になっているのが現状じゃないかなということで言及したいと思います。

ただ一方で、すみません、これは、どの部署が中心になるのかというところと先ほどの質問と少しかぶる部分になりますが、eスポーツは全国で多様な活用が始まっておりますが、一方で、先ほどお話しいただいたように、まだまだ体系的な情報収集であったり、あるいは検討が十分なされていないと感じております。

他自治体の先行事例、例えば、福岡大学といった、そういった大学の研究、そして、小規模でのモデルの可能性について、今後どのように情報を整理し、必要に応じて検討を進めるお考えがあるか、スポーツ振興課の観点からお伺いさせていただきます。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

御説明します。

スポーツ振興課の観点から、今のところは特にこういった取組をしたいとか、そういうことはちょっとまだ考えていないので、この質問を受けてスポーツ振興課として何ができるかというのは組織内で検討していきたいということで考えています。

○2番（花下主茂君）

なかなかお答えしづらい質問になってしまいまして、すみません。ありがとうございます。

次に、障がいのある方、高齢者支援における新しい交流手法という観点で質問をさせていただきます。

全国では、障がい福祉、高齢者福祉の両分野でeスポーツやゲーム的要素を活用した交流支援が広がっております。

障がい福祉では、ボタン一つの簡易的な操作、ゲームスピードの調整、協力プレーによる役割分担など、特性に合わせた参加設計が可能で、自尊感情の向上であったり、対人交流の

促進につながる点が評価をされているということで聞いております。

先ほど紹介した身体的、心理的、文化的、環境的、そういった4つの障壁が複合することが多い障がい福祉の場面で、できる、できないではなくて、どうすれば一緒に関わることができるのか、eスポーツはまさにこうした段階的特性に応じた関わりを設計できる点でとても親和性が高いと感じるわけですが、福祉課にお伺いをさせていただきます。

障がいのある方の参加の壁を低減する新たな交流手法として、eスポーツやゲーム的要素の活用をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

○福祉課長（甲斐田英樹君）

お答え申し上げます。

eスポーツは、先ほどの市長答弁にもございましたように、年齢、性別、身体能力、障がいの有無といった垣根を越えて、多様な人々が参加しやすく楽しめるインクルーシブな特性を持っていると認識しております。

障がいのある方にとりまして、eスポーツは社会参加を促進し、地域住民との交流の機会を与え、運動機能の維持、そして、障がい者の社会的な地位や自信の向上にもつながると期待できると思っています。

また、社会にとりましては、特別な支援が必要な方への理解を深めるきっかけともなると思っております。

第3期八女市障がい者基本計画では、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指しておりまして、誰でも参加できる文化活動や、障がい者スポーツ等の体験の機会をつくり、交流促進に取り組むということも掲げておりますので、こういった観点からも、eスポーツはこの目標達成に貢献できるものと評価をしております。

○2番（花下主茂君）

同様に、介護長寿課にお伺いをさせていただきます。

高齢者の介護予防、社会参加の観点でもeスポーツの活動は全国で広がりつつあります。例えば、体を軽く動かすSwitchスポーツを使った介護予防、若者との協力プレーを通じた交流、認知機能維持につながるゲーム体験など、参加継続率が高い事例も報告をされております。

特に1つ課題として、やはり高齢男性の方のコミュニティへの参加というところが、これまで度々話に上がっているところですが、そういった方も含めてコミュニティに参加をいただける、そういったような研究も進んでいるということで伺っております。

eスポーツの活動が持つ効果や可能性をどのように捉えているのか、お聞かせください。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えいたします。

介護長寿課におきましても、高齢者の方々にとって新しい生きがいの創出、地域交流の機会を提供できるために大変有益な手法であると考えております。ゲームを通じて多世代間の交流の垣根を下げる効果も期待できることから、その活用を検討し、試しているところでございます。

最近の取組といたしまして、介護長寿課では、高齢者の方々がどのような種類のゲームであれば気軽にeスポーツを楽しんでいただけるか検証するために、実際に試していただくために試験的にゲーム機器を1つとゲームを購入し、八女市立みさき学園の校長先生をはじめ、先生方や児童の皆様には大きな御協力をいただきながら、実際にシニアクラブの、このときは男性の方のほうが多かったんですけども、それから、児童の方が一緒になってみさき学園でeスポーツを体験することができました。

この経験で、eスポーツは高齢者の皆様も大変興味を持っていただくということが分かりましたので、今後の高齢者の交流手段や楽しみの一つとして取り入れていけるよう、活用方法について検討し、いろいろ試しながら多世代交流会などで幅広く楽しんでいただけるよう前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。みさきフェスタでのことかなと思います。シニアクラブの方と実際にeスポーツ交流をされたということで話を伺っております。

本市においても、今御説明ありましたように、一部の施設で導入といいますか、ゲームソフトを導入しているということで伺いましたが、同時に、著作権上の制約から広報がしづらといった課題も伺っているところでございます。

既存の取組や、あるいは著作権の課題を踏まえた上で、今後、サロン、地域拠点、施設などでの小規模的なモデル導入をどのように検討されているのか、お考えがあればお聞かせください。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えいたします。

具体的に、いつ、どのような機器で、どういう大会などをとというのはまだ決めてはおりませんが、必要に応じて著作権の関係などもクリアしながら広めていけたらと思っておりますので、できれば山間地域とかにも使っていただけるような取組を広げていきたいと現状では考えております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ぜひとも積極的に導入を進めていただきたいなと思います。

次に、不登校児童生徒や若者の居場所づくりについてということで通告をしておりましたが、先ほど教育長からも御答弁をいただきましたので、ここは割愛をさせていただきたいと思います。

ただ、先日の全員協議会などでも学びの多様化学校の構想について御説明をいただいたところでございますが、本当に子どもたちに対して段階的な関わり方を提供する受皿であるということで私自身認識をしているところでございます。まさに従来とは異なる関わり方が求められているということの表れだと思いますが、その中で、段階的な参加が可能なものがeスポーツというものであるということでございますので、新しい参加の入り口となる可能性について、引き続き研究をいただきたいと思います。

最後に、市長にお伺いをさせていただきます。

各課、また、教育長からも、eスポーツの展望についてかなり前向きな御答弁をいただいたと感じております。これらの答弁が示しているのは、八女にはまだ眠っている参加の可能性がたくさんあるということだと思います。子ども、高齢者、障がいのある方、そして若者、立場は違っても、最初の一步を踏み出す壁は驚くほど似ているなと思います。eスポーツは、その壁をそっと取り除き、やってみようかな、行ってみようかなという小さな光をともしきっかけになり得ると思います。だからこそ、市としても、まずは小さく一步だけ前へ踏み出してみる時期に来ているのではないかと思います。

先ほど介護長寿課の御答弁の中でも、1つゲーム機器を導入しているといったお話もございましたが、よりもう一步前へ進めていただきたいと思います。小規模なモデル事業は十分に開始をすることができます。eスポーツ用の専用の回線であったり、あるいはPCの機器一式については、みさき学園の部活の創設のときにこの議会の中でも議論をさせていただいたところでございますが、そういったよりハードなものでもなくとも、例えば、某ゲームソフト、ゲーム機器であれば、大体50千円ぐらいあれば一式用意できる状況でございます。八女市が誰も取り残さない地域づくりの新しいステージへ進むきっかけになると考えます。

市長におかれましては、各課の前向きな認識を受けて、よりもう一步を踏み出すことができるのか、モデル事業の今後の展開についてお考えをお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

私自身、先ほど御答弁申し上げたとおり、みさき学園のeスポーツ部の活動に参加するなどして、このeスポーツの可能性については非常に期待をしていたところでございますけれども、今回、議員から御質問いただいたことで、教育分野にとどまらない、福祉だったり多世代交流、いろんなところで活用ができるものだなと、改めて一層その可能性について認識をしたところでございます。

そういった中で、議員御指摘のとおり、次の一步を、次の一手をどう打つかというのは非常に大事で、まずはやはり大事なのは市役所全体でeスポーツの可能性だったり、その意義についてしっかり理解をするということ、私自身、これも先ほど申し上げたとおり、まだまだ何でゲームなんだという思い、それは職員もそうですし、市民の皆さんもそういったところのまだまだeスポーツに対する理解が進んでいないというところもあると思いますので、そこは先ほど著作権等の課題についても触れていただきましたが、それはしっかり課題を解決しながら、まずはその意義についてしっかり知っていただく、その上で、やはりこのeスポーツを活用してみたい団体だったり、サロンだったりですとか、まちづくりの協議会を含めいろんなところにしっかりそこを自治体としても周知をして、使ってみたいというところについてはしっかり使っていただく、そういった取組は進めていきたいと思ひますし、自治体主導でモデル事業のようなものができるのであれば、そこについてはしっかり検討してまいりたいと思ひます。

あわせて、当然、様々な可能性、意義はあるわけですが、一方で、ちょっとeスポーツとは少し毛色は違ひますが、今日の朝のNHKニュースでも、各国で子どもに対するSNSの規制が進んでいるといったようなニュースもある。家のテレビゲームでは、そこに閉じた話ですが、今オンラインで世界中の人とつながれる、それが現代のeスポーツの強みである一方で、やはり不特定多数の方とつながれることで悪い影響を受けてしまうですとか、もうちょっと分かりやすいところだと、ずっとデジタル機器に触れることで、目に対する影響だったり、その負の側面、そういったところについてもしっかり目を向けて、そういったネガティブな部分を減らすというのもまた行政の仕事だと思ひますので、そういった総合的にしっかりeスポーツの意義、また、ネガティブ面を含めてeスポーツの特性というものを改めて執行部としてもしっかり理解をした上で、今後、そのいい部分だけを伸ばすための取組についてはしっかり検討してまいりたいと思ひます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。市長おっしゃるように、本当に今、どちらかというと情報過多の時代の中で、特に、私や市長の世代なんかは、デジタルネイティブと言われるような世代が情報の新陳代謝が本当に激しい中で何を取り込むのかというのはすごく大事だと思ひます。SNS、そしてネット、このeスポーツもそうですが、いい面をより取り込んで、そして、悪い部分はなるべく排除していく、そういったことをぜひともこの行政の中でもまだまだどこが旗振り役になるのか、どこが研究していくのかという部分は不明瞭な部分だと思ひますので、そういったところも整理していただきたいと思ひます。

また、先ほどの非行少年に関する質問の中でも、子どもたちの暇の埋め方、つながりの持

ち方が非行防止に直結することを確認させていただきました。これはただのゲームの話ではございません。様々なバックボーンのある、市民お一人お一人を誰一人取り残さずに新しいコミュニティを生み出す社会インフラにつながり得ると、私はこのeスポーツに対して可能性を大変感じております。ただ競技をするだけでなく、観戦、協力、応援、対話など、多様な関わり方が可能であり、新しいつながる入り口を提供し得る点で非行防止にも資する可能性がございます。引き続き、誰もが参加しやすい活動の選択肢として、あくまでツールでございまして、そういったところを丁寧に育てていくことを期待したいと思います。

本日は、青少年の深夜徘徊・危険行為への対策、eスポーツを活用したインクルーシブな地域づくり、一般国道3号広川八女バイパス事業の現状把握、この3点についてお尋ねをさせていただきました。いずれのテーマにも共通するのは、地域の中に誰も取り残さない環境をどうつくるのかという視点でございます。

子どもたちの安全、地域のつながり、多様な市民の参加、そして、成長するまちづくり、そのどれもが八女市の持続可能性を支える重要な柱でございます。

今後も市民の声に耳を傾けていただき、現場の実態を踏まえながら、市とともに課題の解決に取り組んでいくことを決意を申し上げます。

最近では、本当に寒い日々が続いておりますので、職員の皆様におかれましても、心身健康で業務に取り組んでいただきますことを祈念申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

2番花下主茂議員の質問を終わります。

11時15分まで休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第2 議案審議

○議長（橋本正敏君）

日程第2. 議案審議を行います。

議案第53号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

議案第53号 八女市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について質問をいたします。

まずお聞きしたいのは、この八女市機構改革研究委員会、何回ほど行われたのか、お聞きします。

○人事課長（古村和弘君）

機構改革研究委員会におきましては、令和7年5月13日に1回目を行っております。その後、4回の議論を重ね、計5回行っております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

委員会の出席メンバーを教えてください。

○人事課長（古村和弘君）

委員会のメンバーにつきましては、会長が副市長、副会長が教育長、委員におきましては、未来創造戦略室長及び各部長、あと財政課長、あと職員代表2名という構成になっております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

職員代表の選出方法、何名ですか。

○人事課長（古村和弘君）

職員代表については市長が任命した者となりまして、代表は2名ということになっております。

○14番（牛島孝之君）

一般質問においても聞きましたけれども、今のこの八女市の一番問題意識、特に東部、一番意識を持っておるのは支所長と思いますよ。その支所長が入っていないわけですね。いかがですか。

○人事課長（古村和弘君）

これまで機構改革研究委員会、結構重ねておりますけれども、今までも全部長が参加することにとどまり、各課長等、支所長等には人事課より事前にヒアリングを行うということになっておりますので、各支所長は参加をしております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

参加をされないけれども、ヒアリングをされたと。どのような意見が出ていますか。言えますか、支所長からヒアリングされとるなら。

○人事課長（古村和弘君）

支所からの意見としては、これまでの各支所を集めて部を形成してはどうかという意見はあっておりました。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

今言われた支所をして部というのはどういう意味ですか。支所は今現在、立花を含め3町2村にあるわけですよ。1つの部にできるはずはないでしょう。いかがですか。

○人事課長（古村和弘君）

支所からの意見として、各支所を取りまとめる名前としては、地域振興部的なものを設置してはどうかという意見はあっております。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

それに対してどのような意見が出て、今度の機構改革に反映されていないのか。私は反映するべきだと思うんで聞いていますけれども、そういう意見は出た、部として統括するのが必要ではないかと。ところが、今度の機構改革には出ていない。出ていないというか、どこかで却下されたわけですよ、この意見が。それはどういう意見から却下になったのか、お聞きします。

○人事課長（古村和弘君）

却下ということではございません。機構改革研究委員会の中で議論をきちんと行っております。その中で新たな部を形成し、支所を取りまとめるという部の誕生ということを支所のほうから要望があっているところでございます。そうなりますと、支所を取りまとめる部ができるということになりますと、支所としても一定の業務を受け持つこととなり、農業や林業、土木、まちづくり等の一定数の人員増にはなってくるかと各支所も思っております。

また、これまで一貫して行ってきた支所と本庁の協力体制によって実施してきた災害の対策や災害復旧事業についても支所の主導で事業を進めていくことになり、この方向性が効果的なのかということ、あと土木技術職等の人数を含めて、現在の人員体制の中で可能なのかを含めて議論を行っております。

その上で、現在の業務の継続体制、災害対応業務については、現段階においては変更はできない。今の組織のほうスムーズに今後も回っていくのではないかと議論に機構改革研究委員会の中では至っているところではございます。

以上です。

○副市長（原 亮一君）

会の会長という立場でございますので、御答弁させていただきます。

支所のほうで取りまとめがあった案、いわゆる各支所を統括する1つの部をつくったらどうかと、1人の部長が各支所の業務を統括するという、これはほかの自治体で採用されている例もございます。それをどうかということで、そういう案としては意見として出ておりま

す。委員会といいますか、全ての職員から意見は出てきますので、いろんな意見は出てまいります。そんな様々な意見について、いろんな検討を重ねるというやり方でやってきているところがございます。だから、そういうこと全ての意見について排除することはなく、検討をさせていただくと。

そうした中で、1つの部で支所業務を統括するという考え方についていろいろ検討を重ねたんですけども、結果としては、1つの部、部長が支所業務を全て担うような形になってしまふ。一般質問の答弁でお答えしましたけれども、今の支所業務は全ての課につながっておるところでございます。いわゆる全ての課と支所は業務上はつながっているということになっております。1つの部にくくってしまうと、その部長だけで基礎業務を賄うようなことになってしまうということ。そういう業務の切り分けについては大変難しいものがあるだろうということで、そういうものについては簡単には判断ができない、結論ができないというところで、最終的にはその案については採用をできなかったということでございます。

一方、これもお答えしましたとおり、本庁と支所の連携について課題があるというところがございますので、今回、本庁内に支所の状況を把握する中山間政策係を設けて、そこで連携を密に取っていこうという考え方を取らせていただいたことでございます。

以上でございます。

○14番（牛島孝之君）

やっぱり各支所長の方たちが本当に今の八女市のこの体制に対して危機感を持っていると思うんですよ。私も思います。昨日も市長に言いましたけれども、私は昭和50年から全ての町村に出入りしております。今の元気のなさ、そこを見ると、本当にどうかしないと。昨日市長が言われました。一点集中、要するに権限を集中と言われましたけれども、逆じゃないのかと。もう少し東部を、本当に2町2村を考えるならば、ある程度の権限、あるいは資金、それもしてさせてみないと、やっぱり本庁に何でもかんでも伺うようになってしまふと、そこで完全な上下関係ができてしまふ。言いたいけれども言えなくなる。

住民もそうですよ。支所に行っても、支所では相談、いや、決裁は全部本庁ですと。できる人は本庁に来ますよ、車がある人は、そういう手段がある人はですね。来られない人がどう考えられるのか。言葉は悪いですけども、自分たちは行っても一緒だろう。どうせ本庁だけとなってもらっちゃ困るわけですよ。東部の方たちがそういう気持ちになってもらっちゃ。

だから、私は昨日も聞きましたけれども、やはり今、副市長が言われたように、支所を本当に統括する。部とかやなくて、以前は、黒木は総合支所として部長職で支所長がおりました。立花もありますけれども、もう一遍、やっぱり2町2村の支所の考えをもう少し吸い上げて、今一番言いたいけれども、言えないのが支所長あたりだろうと思います。実

際言っているかもしれませんが、実際言っても無駄だと、そういう気持ちになってもらっちゃ困るわけですね。それに対して市長、一言お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今日までの一般質問の中でも度々私も申し上げておりますとおり、この東部の現状というのは本当に危機的で、すぐに足元を取り組まないといけない課題の一つだと思っております。

その中で、支所長の意見をどう吸い上げるかというところについては、実際の取組として毎月支所長会をやってもらっておりますけれども、毎月私もその支所長会に入らせていただいて、支所長から直接支所の在り方も含め、それぞれの支所の課題等をしっかり聞いた上で、政策の反映でしたり、今回の機構についても、この機構の委員会とは別に、私が直接支所の意見を聞いた上で副市長に指示をしているところでございます。

別の部を設けるというところでございますけれども、今のこの支所機能の問題点として、そもそもこの八女、本庁が旧八女だけを見てしまっているし、各地域のことは支所でという、その縦割りが大きな問題の一つだと申し上げましたけれども、それを解消するために、例えば部をつくってしまうと、それこそ統括する部は、じゃ支所のことはその部でやればいいんだねと。それ以外の部が、じゃ自分たちは旧八女のことだけやればいいという思いがより強化してしまうんじゃないかというところに危機感を持っているわけでございます。

一方で、今回、今後の支所の在り方を、昨日答弁の、さっきの一般質問の中でも申し上げましたとおり、今後そもそもの支所の役割、地域の方が期待するということもそうですし、行政組織として支所が何を担うべきなのか、どこを本庁で生かすべきなのかというところを改めて整理するには、それは当然時間がかかる。時間をかければかけるほどいいというわけではないですけれども、やはりそこを拙速に何か部を1つつくる、人員を1人、2人増やす、予算をちょっと増やす、そういったところで小手先のところで解決する問題ではない。本当に根本的に支所の在り方を見直さないといけない。

そういった意味で、私も1年間各支所を回って、それは地域の方も含めて、支所の職員も含めて、いろんな方の話を聞いた上で、やはりここは腰を据えて取り組まないといけないなというところで、今後、これまで1年間様々な意見を聞いた上で、それをどう機構を含めて、この支所の在り方、組織の在り方に反映していくのかというところをこれから取り組みたいという意味で、今回は小手先の修正は加えずに、まずは今後の全庁挙げての支所の在り方を議論するために、企画政策課という市長直轄の部局に地域を見る支所を統括する係を置いたわけでございますので、今後そこでの議論をしっかりと行いながら、機構も含めて、より支所、各地域の発展に資する組織の在り方、地域行政の在り方というものをしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

いろいろ言われます。それは分かります。ただ、本当に支所長たちの意見、それは意見は出るかもしれませんが。でも、本当に東部のことを考えてるのはやっぱり支所長、どうかしなくちゃいけないと思ってあると思うんですね。

ところが、言っても無駄だという考えになってもらっちゃ困るわけですよ、支所長あたりが。ああ、もう何も言わんがいいと。やっぱりそこら辺をもう少し考えていただきたいので、今回の機構改革も出ていますけれども、よく考えられてお願いいたします。

以上です。終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

○8番（小山和也君）

議案第53号について質問をさせていただきます。

質問は1点だけ、最後に市長にお尋ねをいたします。

その間、質問の趣旨をちょっとお話しさせていただきたいなと思っております。

今回の53号の議案につきましては、本筋であるこの機構改革に対しましては行政サービスのアップ、市民サービスのアップという点で私は承知をいたします。

ただ1つお聞きしたいのが、この機構図を基にちょっとお話をさせていただきたいと思うんですけども、これは事務局、配信できますかね、機構図。

この中の、先ほど先輩議員からもいろいろとお尋ねがありましたけれども、支所の位置づけ、これは、この機構図を見ますと、横並びに各本庁の課と同じ高さにあります。上下、これはその言い方でいいかどうか分かりませんが、となると、各支所の支所長は課長級かなということを察するわけでございます。

それで、支所から伸びているライン、これを見てください、これは横に行っていますよね。各部の上を通過して右末端の副市長の直属に入っております。これも支所ごとにいろんな係があるから、これを一つ一つ本庁のほうに持っていくと、やっぱり行政サービス、市民サービスに支障を生じる、市民に影響が出るということで、統括して副市長の下に持ってきてあるのかなと。言い換えれば、こういう図示しかならないのかなというところは私は思います。

現況はといいますと、星野支所の建設系の予算を例にとって挙げますと、現況は、例えば星野支所の建設係で計上された予算を支所長が目を通して、今度はそれを本庁の建設課長に、言い方がどうか分かりませんが、お伺いを立てる、この形が現況じゃないかと思えます。

となると、意識的に階級は給料表でいえば第6級になります。課長級です。ところが、実際の支所長は本庁の課長にお伺いを立てると。これは意識的に課長補佐ぐらいの意識が生じ

てきてもおかしくはないと思ってくるわけです。

ただし、これは合併当時から、私、前の議案をちょっと調べてみたんですけども、この機構図というのは全く変わっていない、支所の位置づけのところは。平成30年3月議会に議案第1号でこういった機構改革が出ています。これはまだ支所に課があったときです。ただ、機構図そのものは、今のこの機構図と変わりません、位置づけも何も。

では、令和5年12月議会、議案第84号で同じく機構改革が出ています。これは各支所の課がなくなって、係だけになっている議案です。このときの機構図も、この支所の位置づけは全く変わっていません。

最近では、3月の定例会で箕原市政になりまして未来創造戦略室ができた。このときも当然この支所の位置づけと変わらない。これは、私は行政の仕事に携わったこともないので詳しいことは分かりませんが、合併当時からこうするしか仕方なか、こげなふうにしかならなくて、黒木を総合支所に置いた5年間も含めて15年の間、この図できているのが各支所に配属された職員の士気を落とし、そこに住む地域の皆さんの支所に対する諦め感を増幅してしまったんじゃないかと私は思います。

星野支所を例に取って挙げますが、私は議員にならせていただくまではあまり支所に行くこともなかった。最近支所長とよくいろんなお話をします。そのとき感じたのが、支所長というのはえらい大変な役職だなと思いました。それは1つは、支所を取り巻く地域の皆さんは昔の村長さんみたいな感じでおられます。それは要望から陳情から、批判もクレームも全部支所長に行きます。それを一手に引き受けて、本当は即答したいけれども、即答できない。本庁に聞いてみたらまだ結果が出ないという部分も多々にあると思います。だから、私は支所長という役職は、もちろん本庁の皆さんも大変だと思います。でも、支所に今現在おられる支所長の皆さん方のこの役職というのは、本当に大変な仕事だなということを議員にならせていただいて初めて実感いたしました。

先日、同僚議員のほうから一般質問の中で、本当に予想もしなかった星野村での航空事故が起きました。残念ながら3名の方が命を落とされました。本当に心より御冥福をお祈りいたします。

このときの支所はどうだったかという、蜂の巣をつついたようにてんでこ舞いですよ。まずは人命救助。しかし、どこに落ちているか分からない。消防機構、警察機構との連携、市民からの問合せ、メディア対応、一生懸命支所長以下全職員が頑張ってくれております。私は星野支所で仕事をしてある支所長をはじめ、職員の皆さんはエキスパートだと思っております。衰退してしまいそうな星野村を、低迷してしまいそうな星野村を何とか盛り上げようと思っております。

私は何度も言うように、合併当時からこの機構図がずっと変わってない。このことがやは

り職員の皆さんの士気を低下し、先ほど先輩議員も言われましたように、地域の皆さんの支所に対する諦め感、支所に言うたっちゃ一緒に、本庁から許可が出らんと同じことじゃんけんちいう、この諦め感を強くなしてしまったんだと思います。一口に機構改革とは言いますけど、支所がそれに入ってくると非常に難しいと思います。

私はまだ議員もなったばかりで、行政に携わったこともないので分かりません。分かりませんが、市町村合併の直前まで独立した自治体があったわけです。筑後市にも広川町にもありません。八女市だけです、合併してできている市が。だから、役場は消滅しても、その周りに住んである住民の方々は同じ方がいらっしゃるんですよ。だから、これを機構改革で支所を改正する、改革することは本当に難しいことだと思います。

ただ、その難しいことを15年の間、そのまま仕方なか、このままで来とるから、職員の皆さんが支所に配属されると、左遷された、飛ばされたというイメージを持ってあるんです。そうなってくると、そこに住まれている住民の皆さんは、もう支所に言うたっちゃ同じ、こうなってきたのだと私は思います。

今この時点で難しいけれども、何とか変えなければ、失われた15年とは言いませんけど、これから先の15年は消滅した15年になってしまいます、特に中山間部は。旧八女市の市民の方であれ、合併した2町2村の、立花町も含めて、中山間地域にお住まいの市民であれ、同じ八女市民です。だから、難しさがまたあるかと思えますけれども、ここを今変えないと、恐らくこの先も致し方ないのまんまでは本当に中山間地域は衰退をしまうと私は危惧いたします。地域の皆さんの一番のよりどころは最寄りの行政区なんです。そこをはねられたらもう行くところがないんです。

先日の一般質問の答弁で市長がお答えしておられました。支所機能の強化といっても、どの部分を強化していくのか、何を強化していくのか、これは検討が必要だと。当たり前だと思います。私は分かりません。

ただ、支所に配属されている職員の士気を上げ、そこに住まれている地域住民の諦め感から頼れる感を拡大していけば、おのずとその形自体は見えてくるんじゃないかと思えます。本当に一口で機構改革と言いますが、これは支所が入ってきたら、行政だけでなく、そこに住んでおられる自治体住民の方も一緒なんです。だから、本当に難しいと思います。けど、合併した以上はやらなければいかん。

副市長が言われるように、司令塔は1つでなからんと、司令塔が幾つもあるような行政は合併した意味がありません。企業であるならば同グループの別会社なんですよ。ところが、そういうわけにはいかない。いかない難しさがあるかとは思いますが、ここを何とかしていただかないと、どんなに一般質問で先輩議員、同僚議員が中山間地域の農林業のこれからの発展、商工業の活性化をお願いして質問したとしても、ここがしっかりしないと先には進め

ないと私は思います。

市長、最後に質問です。私は私の思いで今話させていただきました。難しいと思います。難しいと思いますが、何とか形を出してやっていただけませんか。1つの市として支所が生きていけるような機構図をつくっていただけませんか。よろしくお願いします。お答えをお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

一般質問からも繰り返し述べているところですが、この支所の在り方については、当然私もしっかりこれから見直し、改善を図っていかないといけない、その思いを改めて申し上げたいと思います。

そのときに、まずこの機構というちょっと組織図のところでは申し上げますと、現状もこの機構図上は、支所はどこから線が出ているかという、副市長から直接線が出ている。ある意味、副市長直轄ということで、この組織図だけ見れば、副市長直下という意味では部長と同等なわけですが、じゃ一方で、部長と同等の権限、何をもって権限とするかというところもありますけれども、組織図上の権限という意味で言えば、部長同等の権限を持っているかという、今、議員御指摘いただいたとおり、本庁の課長に問合せないといけない場面が多々ある、そういうところは私も聞いているところでございます。

そういったところをまず組織図だけで、この機構だけで改善ができるかという、じゃ例えば、支所と副市長の間に部長を置いたとして、それはむしろ逆に階層が増えるだけで、今もただでさえ副市長直下という位置づけであるのに、間に入ると一層支所の声が副市長、さらには市長に上がりづらくなるんじゃないかと、そういった懸念も持っているわけでございます。

そういったので、15年間この大きな支所に関する構図が変わらなかったというところも、私はこれまで15年間の中でどういった議論が行われていたか、当然これまで働いている職員の皆さんには聞いてきて、私なりには把握、分析をしてきたつもりでございましてけれども、一方で、やっぱり中にいなかった部分では分からない部分が多々ある。

ただ、様々な議論が行われてきた中で、結局、変わらなかったというのは、やはりそこは構造的なこの組織図上の問題もあると思うんですけれども、私自身は何より職員の意識というところなんだと思います。

今、航空機事故の件を上げていただきましたので、私も今回、一経験になりましたけれども、市長として今回、航空機事故が起こったときは宮崎におりましたので、すぐ宮崎から帰ってまいりました。私も星野支所にすぐ行ったほうがいいのかなと思ったんですけれども、これは私自身、これは私の判断が正しかったかどうかは、またこれも検証が必要ですが、上

のレベルが行くことで、現場も市長が来るので対応せないかと。私も経済産業省時代に大臣が現場に行くといったらかなりですね。一方、それが現場にとっては混乱を招いて、むしろマイナスになった場面をよく見ていましたので、私自身、市長がここで、しかも、到着が宮崎からの戻りで、どうしても夕方になってしまいましたので、一通りその日の作業が終わった後に戻るのはよくないだろうと判断をして、その日は星野支所には行きませんでした。

代わりに副市長に入っていましたけれども、そのときに副市長からの報告は、もちろんいろんな消防だったり、各方面からの報告を受けた中で、正直私としては、これは最終的にちょっと認識が甘かったなと思ったんですけれども、現場の混乱というのはさほどなかったんだなと。どちらかといえば大きく火事が広がらなくてよかった、地元の方に被害がなくてよかった。

また、当時はちょっと情報の伝達ミスもありまして、消防団の方、実際には現場に入ってもらっていましたが、第一報では消防団は現場には入れなかった、現地で集合したけれども、山には入れなかったという誤った情報が伝わっていたといったような部分もありました。そういった誤った情報が伝わっていたことも相まって、本庁の災害対策本部では、正直大ごとにならなくてよかったねという空気があったのも事実です。

それが実際に現場の方の話、今、小山議員からも紹介をいただきましたけれども、実際には現場では男性職員が全員現場に出て、マスコミもほとんどの問合せが支所に行くために、残った女性職員をはじめ、残った少ない職員でマスコミ対応をしないといけなかった。相当な混乱があったと。やっぱりそこで本庁と支所のいわゆる認識もそうですし、温度感の大きな差があったというのは、本当に大きなこれは組織として重大に捉えるべきことだなと。やっぱり理屈だけではどうこうならない。

私も市長になって1年間たって、いろいろ地方自治について現場でやる中で、やっぱり理屈だけじゃどうこうならない。本当に気持ちの部分だったり、そういう人間の感情に寄り添う、本当に気持ちの部分というのが大事だということを考えたときに、そういった意味で、組織を変えるというのは一つ、市長がこうやって支所のことをちゃんと考えているんだなと、そのメッセージの一つにもなると思うんですけれども、一方で、繰り返しになりますけれども、今まで結局、この組織図上は今も副市長直下なのにもかかわらず、なかなか支所の職員にとっては本庁に意見が上がらない、幹部に意見が上がらないと、そういった感情的な部分も含めて、そういった事象が生じていることを考えると、拙速に組織だけをいじるべきじゃない。根本的に何がそういった本庁と支所の意識の差だったり、支所職員の不満、そういったところにつながっているのかということをしかり見直す必要があると思っています。それを取り組むに当たっては、15年間これまで毎年機構について検討していて、結果的に変わらなかったというのは、どうしてもやはりこれが組織図上は最善なんだろうという議

論をこれまでしてきたわけだと思うんですけども、そこもやっぱり見直す必要がある。

ずっと中にいるからこそ見えない外の視点というのを入れる必要があるのかなと思っている中で、具体的な対応策としましては、今2040年ビジョンをつくるという話をさせていただいておりますけれども、それは外の視点を入れる必要があると思っています。この2040年ビジョンの中で、やはり大きな2040年ビジョンの中で語るべきこととして、旧町村、山間部をどうやっていくのか、それは支所の在り方も含めて、山間部の今後の発展の形というものを示していく上で、そこには一つの大きなテーマとして、大学との連携も含めて、専門的見地も入れて、外の視点を入れて、この支所の在り方、地域の在り方というのをこれから検討していく。そういったまず地域の在り方というのをしっかり全体の議論をした上で、組織のこの機構というのはあくまで地域の在り方の一つのピースですので、このピースからいじるのではなくて、まずしっかり地域の在り方というのを根本から見直す作業をこれからしっかりやっていきたい。

最初の1年間でももちろんそれはやればよかったんですけども、やはりまず私自身15年ぶりに地域に戻ってきた。合併してやっと戻ってきましたので、今まで1年間地域に自分なりにしっかり入って見えてきた課題というものを、これから実際の取組政策として落としていく作業をやっていく覚悟でございます。その中で支所の在り方というのもしっかり見直していきたいと思いますので、今回、どうしても今足元が非常に厳しい状況にある支所のこの機構上の変更は加えられませんでしたけれども、ちゃんと支所を含めた地域の在り方というのを抜本的に見直さないといけない、今後しっかり全庁挙げて考えないといけないという意識はしっかり中で共有をして、これから2040年ビジョンも含めて、全庁挙げて取り組んでいきたいと思います。そこは今後市議の皆様のお指導もいただきながら、しっかり機構というところは、今回はこのような形で皆様の同意をお願いしておりますけれども、今後しっかり議論をやっていく。よく検討という単語はやっていないと同じだという御指摘もいただきますけれども、そこはちゃんと全庁挙げてしっかりやっていくというところはお約束を申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○8番（小山和也君）

私は左遷されたとか、飛ばされたとかいう思いを持って支所に配属される、そんな支所は要りません。

最後に、ドラマのせりふを借りるならば、事件は現場で起きています。これを付け加えて、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○18番（三角真弓君）

一般質問でも若干触れたんですけども、改めて確認ですけど、各支所にある地域振興係というのは、本庁で言えばどこの部署になるのでしょうか。

○人事課長（古村和弘君）

組織上は、地域振興係というのはまちづくり等をやる係が主になりますので、主立ったところだと言えば企画政策課、そちらにつながっていくと考えております。

○18番（三角真弓君）

じゃ企画政策課、そして先ほど市長、副市長お一人ずつですよ。それをサポートするのがやはり部長さんたちではないかなと思うんです。今まで私があまり実感的に思わなかったのは、支所に関わるそういうところの部課長あたりが支所に行ってやり取りをやる。そういうのであれば、この地域振興係は、部長で言えば田中企画部長のところになるわけですね。今までそういった部長として各支所に回られたことは、これは副市長にお願いします。ほかの全ての部長さんたちがどうなのかというのを聞きたいので、そういうことは今まであったのでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

それぞれ各部部長の対応をしていると思いますけれども、中には定期的に支所担当者を集める部署もありまして、その辺についてはそれぞれの管理職の判断で対応をしているという状況だと思います。

○18番（三角真弓君）

そしたら、市民生活福祉係とあるんですけど、各支所にあります。ここは本庁でいったらどこになるんですか。

○人事課長（古村和弘君）

市民生活福祉係は結構広くて、部で申せば市民部、あと健康福祉部、そちらに属するような業務があると考えております。

○18番（三角真弓君）

今の担当の部長さん方々が各支所を回り、その実態を把握し、人的な配置も含め、そういうことを今まで15年間されたのでしょうか。副市長にお願いします。

○副市長（原 亮一君）

全ての部長がしたかというのは把握はしておりません。

私が部長時代は、各支所を回るということは、定期的ではありませんが、回ることはございました。

○18番（三角真弓君）

総合支所がなくなってからは、本庁が中心になって各支所との連携を取るのであれば、やはり現場に行かなければ市民の声も聞こえませんが、各支所の対応も分かりません。本当に

血の通った組織をつくるためにはそういうことが大事ですし、その在り方で、やはり本庁と支所とのもちろん格差はないと思うんですけど、どう取るかというのはその人の気持ちですけど、やっぱり隅々まで全市民のためになるようにするならば、これだけ広い中山間地でもありますし、私は時々林道なんかも通りますけど、本当に荒れております。今災害が起こったとき、平成24年のああいう災害が起これば、本当に人的被害がどれだけ起こるのか。そういったことも分かるためには、やっぱり市長、副市長、そして部長の方々が、やはり上に立つほど責任は重いと思うんですね。そういった血の通う組織を今までつくってこられなかったような気がいたします。

八女が1つということでも一般質問等でも言いましたけれども、幸福度というのは、どこに住んでいても住民の方が感じてもらわなくてはいけない。機構というのは根本的にはそこにあるのかなと思っております。十分そういったことを反映していくような機構に、もちろん中身によっては今度新たにいい機構になっている部分もございます。だけど、そういう支所の声上がる具体的な担当で、そういった部長さんたちがやっぱり足しげく各支所を回っていただきたい、こういうことを今後期待いたしまして、答弁は要りませんので、よろしくお願い致します。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○15番（服部良一君）

同僚議員が3名とも同じようなことを聞かれたので、私からダブったことになりますので、端的に1つ、2つだけ質問いたします。

まず、未来創造戦略部のことですが、市長が1年半ほどの間に市長公室から未来創造戦略室になり、そして部となると。短期間でこのように変わっていったのは、何か不備があったからこのように格上げがだんだんとスピーディーになったのか、お伺いします。

○人事課長（古村和弘君）

組織に不備があったため、このような変更をするものではないと考えております。

新市政になり、令和7年度に未来創造戦略室というのをつくりました。この中で一番の課題は職員の意識改革、そういったものが喫緊の課題と捉えておりました。このことにより、職員が担当する業務だけではなく、全庁的、全体的に物事を俯瞰して見られるような職員の育成、こういったのが必要ということになっておりまして、令和7年度に市長直轄部署でそういった未来創造係というのをつくって実行しております。令和7年度において一定のめどが立ったため、今回、未来創造戦略室と企画部を統合するようになりたいと考えております。

以上です。

○15番（服部良一君）

今の説明でよく分かりました。

未来創造戦略室が未来創造戦略部になったのは、企画とかも入る、それから、人の教育、要するに職員さん方の資質を上げるということは全体のことを言っているんでしょ。

先ほどから同僚議員が言っておりましたが、少し話がずれますけど、黒木総合支所が支所になったいきさつは、ここでは私しかそのときの議員がおりませんが、まだ市長以外は記憶に新しいと思いますが、北部豪雨災害のとき、黒木が総合支所だったもんですから、星野も上陽も矢部もそここの災害が起きまして、どこでも。その書類全部を黒木に持ってくるわけです。そうすると、そこの職員さんたちが、黒木も災害が起きとるのに、ほかの分のやつまでやらないかん。必死にやりました。復旧年度まで詰めてやりましたよ。ところが、本庁にその書類を作成して持っていけばもう認可されております。黒木には書類だけ放り出して、もう各支所は行っとるんです。何のための総合支所だったか。職員からSOSが出たんですよ。

この未来創造戦略室とか言いますが、職員さんたちの一人一人の教育も大切ですが、先ほど来、同僚議員が言うように、各支所の資質、要するに権限を含めて、そこの技量がないから、書類だけほいとやって、自分たちは本庁に行かんとしてもらえんから、自分たちで判断できんからと言って行くわけです。ですから、そうになってしまうわけです。

総合戦略部が変わるならば、なぜこの機構改革のときに、それを含めた機構改革研究委員会ですか、そのテーブルにのっていないのか。今回に本当はノミネートされているべきじゃないんですか。私はそう思いますけどね。その会議の中でノミネートされているかどうか、どうだったか、お尋ねします。スターティングメンバーに支所機能のことが、この未来創造戦略室は全部企画が入っておるんでしょ。だったら、そこは入っていたんですかと、ノミネートされていたんですかと聞きたいんです。

そうしないと、黒木だけじゃないんです。各支所の権限がないからそんなことになって、総合支所がSOSを出して、総合支所という名前を取っ払ってくれと私たちに頼みに来たんですよ。ですから、そういうことにならないように、各支所にはある程度の権限がないと、いつ大雨になるか、いつ地震が来るか、いつ飛行機が落ちてくるか分かんのですよ。そんなときに判断ぐらいはしきらないと、何のための支所なんですか、支所長なんですか。

だから、そこが先ほど来、2人同僚議員が同じようなこと言いましたが、ある程度のこと、突発のことに関しては私が責任を持つというぐらいのものがないと。そして、後から総合的に本庁と照らし合わせるといっていいと、今の支所長だったら、機構図はそのときとちょっと変わらない。何でかという、もともとは合併協議会のときは副市長を置くやっただけです。だから、その代わりじゃないんですが、部長を置くんだったら、それは納

得しましたよ。副市長から直轄ですから。

ですが、蓋を開けて、部長は2人まででした。そして、それからは、今何ですか、聞きませすけど、今の支所長のクラスはどの辺りですか。課長じゃないでしょう。正式名称は何になるんですか、役職は。

○人事課長（古村和弘君）

支所長においては課長級となり、本庁の課長、室長と同等ということになっております。以上です。

○15番（服部良一君）

支所長は同等とは言いませんよ。私たちは課長という名目ですけど、実を言うと、本庁に行ったらその器じゃありませんと。権限がないし、言葉は発せませんと。機構改革研究委員会の中には支所長は入っておらんでしょう。だったら、支所のこととは言えんじゃないですか。支所のことばみんな知ってありますか。矢部のことば一番知っとつは栗原議員ですよ、この中で。星野のことを知っとつとはこの2人ですよ。それ以上知っとつ人は手を挙げてください。おらんでしょう。それと同等に支所長が知っとつんですよ。だったら、機構改革研究委員会の中に入っておかにゃおかしいじゃないですか。

これから先、先ほど市長が小手先のことはせずに、大がかりでやりたいと思いますと言われてきましたけど、何でも小手先から始まるんですよ。剣道のことでも小手も1本ですよ。大技ばっかりじゃない。ですから、支所の機能を充実させるためには、何からしましょうかから始まらないと。小さなことからでんよかっちゃなかですか。機構改革研究委員会の中に入るとかんなら、こういう機構改革が出てくるんです。

私はこの機構行革には反対しません。しませんけれども、これから先の機構改革研究委員会の中に、それがノミネートされない、スターティングメンバーに支所の機能のことが入っていないということになれば、これから先は一般質問から何から連打しますよ。そのつもりでお答えをさせていただきたいんですが、会長は副市長ですか。副市長どうですか。

○副市長（原 亮一君）

現在の機構改革研究委員会につきましては、部長で構成をしているというのは、決定機関では庁議メンバーと合わせている、いわゆる経営層という立場でやってきているというところでございます。

しかしながら、これまで支所の状況をどう把握したのかという課題がございますので、それについてはしっかり考えていきたいと思っておりますし、ひとつ市長のほうから、中山間地域の今後の施策についてしっかり検討せよということで、新たな会議体をやっていくというのは一般質問の中で答えておりますけれども、その中には当然、支所長も入っていただくという形で進めていくということで考えているところでございます。

以上でございます。

○15番（服部良一君）

うれしい話です。そうやってください。どんなに人口が少なかりと、矢部とか星野、黒木もそうです。人口は減ってきますけれども、減ったとしても、中身で営んでいることは、昔から変わらないことを営んでいるんです。祭りもいっちょん変わらんごとあつとるんですよ。ですから、本庁ばかりが中心になっていくわけではないんです。八女市は全体でしょう。だったら、先ほど市長の話も出ましたけれども、一国の言葉が強いものがないと、支所が今、窓口支所になってしまいよって、そういうことじゃいかんですよ。

合併してからもう18年ですか。全然変わらないという、変わってきましたよ。だんだん機能は落ちてきました。落ちてはいけんです。逆ですよ。問題が増えてきとるから、逆には増やせんとです。問題解決のために、市長どうでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

地域の課題が今増えてきているというのは、議員おっしゃるとおりでございますので、そういう意味での支所の機能を強化する必要があると思います。

そのときに、当然、合併前のように、支所に十分な、何をもって十分にするかというのがありますけれども、例えば人数、予算を増やすというのも一つの選択肢でございますけれども、やはり合併して旧市町村の全体の職員数を足した数よりも、今の八女市の職員数は当然少ないわけでございます。

そういった中で、やはりどうしても全体の組織の在り方として、支所の職員だったり、予算を一定程度絞らないといけないのは、これは構造的に合併したからにはしょうがない。じゃ、ただそのときにしょうがないではなくて、やはり大事なのは、しっかり本庁の職員が支所の案件も自分ごととしてやる。なので、一言で今後の在り方を申し上げますと、基本的に本庁でできることは本庁で全部やって、支所ではできないことを支所に任せる。それは窓口業務だったりもそうですし、地元の各地域のことが分からないとできないまちづくりだったり、そういった企画系のところ、そういったところは支所に、十分できるだけの仕事を本庁のほうで引き受けて、支所でやるべきことを支所にやってもらおうと、そういう体制をつくっていきたいと思います。ここは当然それをやるためには機構だけではない制度面、支所の在り方というところの再定義というところが必要になると思いますので、そこは今の御指摘も踏まえて、中でしっかり議論をしまいたいと思います。

以上です。

○15番（服部良一君）

よく分かりました。

お金を持たせろとか、そういうことじゃなくて、やっぱり支所の職員さん一人一人が本庁に向かってちゃんと声を出せるような職員さんになってほしいわけです。それが住民の人たちの声を伝えることになるでしょう。もしくは、突然の出来事の際には、私が責任を持つというぐらいの職員さんたちが必要じゃないですか。元に戻せと言いよっとじゃないんです。副市長ば置けと言いよっとでもないんです。ですが、それぐらいの気持ちで各支所のほうには考えを持っておかないと、これから先、本当にどんどん疲弊してしまうという危惧がありますので、ひとつよろしく。今後の機構改革が起きるときには、機構改革研究委員会の中にはきちんとそれは織り込んで、スターティングメンバーに入るように努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○7番（原田英雄君）

私も議案第53号について若干の御質問をさせていただきます。

同僚議員がいろんなことを申し上げましたので、その分を省いてまず御質問をさせていただきます。ちょっと整理の意味もありまして、今回の機構の内容について先に若干お尋ねいたします。

今回の機構改革の目的は文書としていただいておりますけれども、時代の流れとか、いま一つ客観的に分かりづらいということでございます。

今回の機構改革の本旨といいますか、もうちょっと具体的に、どういう課題があって、何をするためにこういう機構改革で目指したのかということをお説明をお願いしたいと思います。

○人事課長（古村和弘君）

今回の機構改革を行うまず基本理念といたしまして、市民に分かりやすく利用しやすい組織・機構、それから、新たな行政課題に対応できる組織、また、それから多様化するニーズの変化に柔軟に対応できる組織などが上げられると思います。

そういった中で、今回、機構改革をする一番の理由といたしましては、令和8年度からスタートする第5次総合計画を円滑に、強力に推進していくための執行体制、これが求められていると思います。人口減少や高齢化、経営資源が限られていることがあって、スマート自治体、こちらの推進等をしていくために、今回、機構改革を行った次第でございます。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

できればもうちょっと具体的なお話をお伺いしたかったですけれども、時間の都合もあ

りますので、私のほうから割愛をさせて御説明させていただきますが、例えばで申し上げますと、交通体系についてもこういう形で、従来、交通対策、定住対策であったり、あるいは福祉部門でもいわゆる福祉有償サービスであったり、様々な交通対策をやっているものを、例えば一元化するために、今回、新たな課をつくったということで、具体的には、いろんな時代背景に合わせて、今回、リニューアルをしたということではなかったかと思っております。

そういう中で、本日、後の議論にもつながってきますけれども、その前に、先ほど分かりやすいというお話がございましたが、シティプロモーション課と、ちょっと分かりづらいので、この意味と、なぜこういうものをつくる必要があったのかと、併せて御説明をお願いします。

○人事課長（古村和弘君）

シティプロモーション課には、これまででしたら秘書係と広報の係があったので、秘書広報課のほうが分かりやすいのではないかという御質問かと思えますけれども、今回、八女市がなぜシティプロモーション課を設置したかというのは、八女市のブランドイメージの向上や八女市の対外的な認知度やイメージの向上、そういったのを指すためにシティプロモーション課を設置いたしているところでございます。

また、シティプロモーション課の設置により、単に広報活動にとどまらず、八女市の持つ多様な魅力や特性を総合的に発信していくことを目的としております。この新設により、市の観光資源や文化、イベント、地域特産品などを分野横断的にプロモーションする体制の強化を図っていきたいと考えております。

また、九州の最年少市長を前端的に打ち出し、八女市の認知度を高めて、関係人口の創出につなげていきたいと考えております。

また同時に、八女のブランドイメージの向上により、八女市民の八女市への愛着、誇りなどの醸成にもつなげていきたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

ありがとうございます。

もう一つ事務的なところで、地域包括ケア推進室というのができております。ここの位置づけがはっきり分からないんですけれども、例えば、東部健康づくり室あたりとの関係であったり、ここを室とされた意味合いと併せて御説明いただけたらと思います。

○人事課長（古村和弘君）

なぜ課じゃなかったのか、室だったのかという観点から御説明をさせていただきたいと思っております。

八女市の組織の在り方として、多方面の分野にまたがっている業務につきましては、室という名称で表現をさせていただいております。

今回の地域包括ケア推進室の業務は、福祉や介護、子育ての多岐の業務にまたがっておりますので、今回、室という名称で設置をいたしております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

新しくできたそれぞれ役割が非常に重要かと思っております。効率的に回るようにお願いしたいと思いますが、もう一つ、一番新しく今回整備された部分で、中山間政策係についてお尋ねをいたします。

いろんな御意見があつているところでございますけれども、今回の説明の内容には、中山間地域特有の課題に迅速に対応し、支所との連携を強化して、地域の活性化を図るため新設するという事で資料には記載いただいております。

ちょっとこれもよく分からないんですけども、結局、先ほど来、市長以下、いろんなこれから先の中山間、あるいは各支所の取組を御説明いただいたんですけども、ここの役割が実働部隊として活動するのか、それとも先ほど来お話があつているような、次の体制に向けての、あるいはそういう集約、準備段階での係ということで置いてあるんじゃないかという気もするんですけども、そこいら位置づけについて御説明をお願いいたします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

今議会でも一般質問において御指摘をいただいております本庁と支所の連携強化が本当に喫緊の課題だと思っております。そういった喫緊の課題について、議論を政策的に行っていくために中山間政策係をつくりたいと考えておりますけれども、来年4月からでは、これは到底待たない問題だと思っておりますので、今月から中山間の振興会議のほうを重ねて、来年4月にはすぐに業務にも着手できるような体制を取っていきたいと思います。

今回は係として設置をしておりますけど、これが今後どうなっていくかは、また今後きちんと検証しながら議論を重ねて、今後の各支所地域の発展に努めていきたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

それでは、あわせまして、今お話がありましたけど、昨日御説明がありました八女市中山間地域振興対策委員会ですか、これを設置してということで、今12月から動き出したということですが、この役割、あるいはメンバーについてお聞かせください。

○人事課長（古村和弘君）

役割については、中山間地におけるまず現状の把握と課題の共有をしたいと思います。そして、今総合計画はありますけど、その下に各支所ごとの地域振興計画の方針等をきちんと論議していきたいと考えております。

それと、メンバーにつきましては、市長、副市長、教育長、あと各部長、あと各支所長を加えたメンバーということで、事務局が人事課と企画政策課となって、今月から進めていきたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

中身は分かったんですが、事務局、じゃ中山間政策係とはどうつながっていくんですかね。お願いします。

○人事課長（古村和弘君）

今申しました中山間地域が、各支所で特有の課題、支所ごとに課題が違うと思いますので、こういったのをきちんと吸い上げて、それを中山間の政策係ができるときには、こういった課題の調査なり、研究なりをするという感じで、そういったのを12月から3月までに行って、スムーズな系の設置につなげていきたいと考えております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

率直に申し上げます。先ほど来、同僚議員、先輩議員からいろんなお話がありました。私も役所の内部におった人間として、その後も含めて、若干時間をいただいてお話をさせていただきたいと思います。

先ほど機構のお話がいろいろありました。どういう体制が望ましいのかという希望もありましたし、権限の話もありましたけれども、合併して15年、私は何が一番大事だったかと、あるいは忘れ物があるじゃないかと思うのは、先ほどもお話がありましたように、合併前はそれぞれの自治体がそれぞれの計画の基に様々な対策を講じてきておりました。後で合併した我々は平成22年2月からそれがなくなり、じゃどうするのという中で、私も現役時代からずっと話を本当はしたんですけれども、やっぱり各旧支所ごと、旧町村ごとに課題や対策を明らかにしたきちんとした計画があるべきだと。それがあってこそ支所の役割、支所の機能がはっきり明確化されるんじゃないかと思っております。今でも思っております。それが一番大きな忘れ物かなと思って、私も議員としてこれまで再三そういう向きの話をさせていただいたかと思っております。

したがって、機構も非常に大事なことで、今回、機構改革としての話でございますけれども、他方、先ほど来、市長が言われる、今の現状を踏まえてどうやっていくのか、東部に対してですね。それを考えるに当たっては、機構と同時に、どういう計画をつくるか、現状をどう分析して、どういう対策をやって、どうやるかという計画が非常に大事で、これが

なければ意味をなさないと思います。

先ほど来いろんな議員が、支所の職員のいろんなお仕事の問題もありましたけれども、職員は職員なりに一生懸命やっただいております。しかしながら、問題は、だから、そういう計画がない。

加えて申し上げますと、じゃその役割、じゃ支所の職員が何をすればいいのか、どういうことに携わって、これは支所の職員の仕事なんだということも明確化されておられません。そのために、先ほど来支所と本庁との要は業務分担についてうまくいかない、あるいは情報伝達がうまくいかないということが現場では私がおった頃からあっていたと思います。もちろんこれは温度差がございますけれども、だから、先ほど来、市長が人の問題という部分を言われましたけれども、やはり風通しのいい体制、あるいは実施できる体制をつくらないと、結果的には人が機能しないということがございますので、やはり計画をどうするかということとセットでないと意味をなさないというのを繰り返し申し上げさせていただきますが、そういう中で、今回の機構を最終的に今後見直されると、先ほど来新しい組織の話もございましたけれども、そこいらについて今後具体的にどうお考えでしょうか。市長お尋ねします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、議員から御指摘いただいたとおり、計画も一つだと思いますけれども、結局、各地域が何を指すのかというところが本当に大事になってくる。機構ありきの議論ではなくて、繰り返しになりますけれども、そもそも支所にどういう役割が期待されているのか、支所職員は何を目指して日々の業務に当たったらいいいのかという、やはりそのこのゴールが見えていない。これは支所だけではなくて、八女市全体の課題だと思っています。

そういう課題意識の下でこの2040年ビジョンというのを掲げたのも、やはり日々の政策立案に当たって、これは各中山間地も含めて、どういった八女市を目指すべきなのかというゴールを、それを示すのが2040年ビジョンであって、そのゴールが示されて初めてゴールと現状の差分、その差分が課題であって、その課題が明らかになることで、それを解決するための政策が明らかになる。その政策を立案実行するためには、こういう体制が必要だよねという議論が必要なんだと思います。

そういった意味で、まずは一番上位にある中山間地も含めた八女市全体が目指すべき姿を示すことが大事というところを申し上げますけれども、一方で、当然2040年ビジョンの策定にもまた一定時間がかかります。一、二年で考えておりますけれども、この一、二年の間にもやはり中山間地はどんどん人口が減少して非常に厳しい状況にある。その足元の課題に取り組むことも当然必要だと思っておりますので、その足元の課題に取り組む上での一つの羅針盤は、今策定しておる第5次総合計画の後期計画だと思います。この後期計画、今

年度中に策定を終えて、来年度からは後期計画に基づいて各政策立案を行ってまいりますので、この後期計画に基づいて、じゃその下部になるというか、総合計画後期計画に基づいた各地域の計画というものは、しっかり新年度から立ち上げる中山間対策係を中心に策定していきたいと思っております。

以上です。

○7番（原田英雄君）

今、市長御答弁いただきましたけれども、ちょっと先ほど来みんなの話の中で1点気がかりなのが、先ほど同僚議員もおっしゃいますけれども、やっぱり地域の課題は地域にしか分からないと思っております。中山間政策係で、本当にどこの誰が何が分かるのというのが私の率直な感想でございます。やはり時間がかかるかもしれませんが、先ほど忘れ物と言いましたけれども、支所は支所特有の課題がありますし、目標があってやってきました。それをどう継続すべきは継続し、発展させるべきは発展させ、あるいは直接的には申し上げましたように、中山間地域の人口減少対策で、例えば、移住・定住促進センターをつくるとか、いろんな形で進めていかないと、にっちもさっちも間に合わない土俵際になっているという中で、本当に今から計画を中山間政策係で、例えば、1年間かかってどれだけの機能、役割を果たしてやれるのかと、そういう疑問でございます。

今ここでそれを言ってもしょうがないので、私としてはそれをどうやっていくかという中で、これまで正直言いまして、さっき言ったとおり、やはり支所の意見が言えなかった分、保留になつとる分、課題、こうやったらいいんじゃないかというところを明らかにうまく集約すれば簡単に出る。簡単に出るという言い方は悪いですけども——がまず一番正直な生の声で、本庁では分からない本当の声が出てくると思いますので、そこんにきはきちんと把握した上で、どういう体制をするかというのを早急に決めて取りかかれないと、間に合わないんじゃないかというのが私の率直な気持ちですし、今後に期待するところでございます。

だから、地域の把握のやり方について、そこいらは副市長、御意見をいただきたいと思えますけれども、よろしく申し上げます。

○副市長（原 亮一君）

市長答弁ございましたように、新しくできる中山間政策係が基本となって、そこを核として地域の課題を集約するんですけれども、当然そこには支所に出向いて、支所職員と協議をしながら課題について収集すると。ですので、いわゆる調整役ですね、ある意味御用聞き的な役割を期待しているので、絶えず各支所を回るような仕事ぶりを期待しているところでございます。

以上でございます。

○7番（原田英雄君）

ぜひとも大変と思いますが、他方では時間がないと思っております。詰めた上で急ぐ必要もありますし、奏功早く、要は本庁のスタイルは今回先にできました。本当は先につくことで、先ほど同僚議員が言いましたように、支所の職員のモチベーションは余計下がります。本庁はあげんして、支所はたなざらしかいと、正直言ってそういう声も聞こえてまいります。決してそうならないように、重大な課題でありますし、だからこそ支所の職員の知恵も借りながら、力も借りて、あるいは地域住民の声もぜひ把握していただいて、一日も早くそういう体制ができるように私からお願いをして、終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございますか。

○4番（水町典子君）

ちょっと長くなっておりますので、1点だけ質問をさせていただきますが、質問の根拠となる部分は、私も先ほど同僚議員が申しておりましたように、過去の事例を研究させていただきました。今回よりもさらに多い改革がなされたときの機構改革、平成30年度の部分で、説明に資する内容を資料にまとめていただいているのを発見しました。

今回、我々議員に対してのこの機構改革に対する説明に割かれた時間というのを、あと説明の仕方、内容を考えますと、全員協議会場で執行部提出の議案ということで、その説明がありましたけど、やはりこの組織図だったかと思います。あと市長自らのお言葉とかもあって、説明があったかなとちょっと記憶しておりますけれども、今回、数えてみると資料中、赤字が23か所に及ぶのに、だから、それに対しての説明としては少し不足を感じる部分がありました。

今回、この質疑の場でこれほどまでに多くの議員から様々な声が出ているというのが、私がこれから質問することにもつながるのではないかと思うんですけど、この組織図を添付して説明することで、我々議員が市民の代表でありますけれども、その組織図というのは、組織図だけで見てもとか先ほどからもおっしゃっていますが、これが全て根拠になると思うんですけど、この組織図をここまで23か所変更されるに対する説明として、十分だったと思われるかどうかをお答えいただけたらと思います。どなたでも結構です。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員から今御紹介いただいたとおり、全協の場で我々からは今回の機構修正の内容、趣旨について御説明させていただきましたけれども、そこは私の判断としては、これで議案の説明としては十分と思ってしまったところもあったんですけど、そこは当然何をもって十分とするかは、職員一人一人もそうですし、議員の皆様お一人お一人にとっても当然異なると思いますので、今回、皆様からの御指摘を踏まえまして、今後、当然この機構というのは

不断の見直しが必要でございます。今皆様から御指摘いただいている中山間、支所の在り方もそうですし、当然、本庁の部署も今後の時代の流れだったり、私の政策の方針とかを踏まえて毎年見直しを行っていくと思いますので、今回、皆様からいただいた御指摘を踏まえて、今後の御説明の方法についてはしっかり改善を図ってまいりたいと思います。

また、市民の皆様に対しても、例えば御指摘いただいたシティプロモーション、片仮名語がやはり高齢の方等は分かりづらいというところがあるとは思いますが、そこを片仮名語を使うシティプロモーションという言葉を使うには、当然私の中でも意味がある、目的があるところがございます、それ以外も含めまして、毎年組織の変更については広報で市民の皆さんにお知らせをしておるところでございますが、そこも極力分かりやすく書くというのは、これは全ての政策について共通するところですが、しっかりそこは意識しながら、市民の皆様も含めての説明は意識してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（水町典子君）

ありがとうございました。

私がこの組織図を一目見たときに一番感じたのは、先ほどから複数議員が申しているとおり、やはりこの八女市において地域間の格差というのが常々言われてきて、皆さん認識しているであろうことなのに、やはり先ほどからも繰り返されていますけれども、この赤い字が支所の例えば係のところなどにでも何も反映がされていないとちょっと受け止めてしまいました。そのような点でアンバランスを感じているということをお伝えし、質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○20番（栗山徹雄君）

長くなりましたが、私からの感性で一言。この機構図に関して、私は何も問題なし、一生懸命頑張っていたかと思っているところでございます。

先ほどからの支所のことも大概話が出ておりますが、支所の権限がないないということと言われておりましたが、支所の支所長ちゃ、そんなに権限のないとですかね。私から見れば、本当にやる気さえあれば、本庁の課長よりも何ぼでもできると思います。支所長は星野の村長とも思い込んで、そういう気持ちで対処せんことには、星野住民の意見をのまれんと思います。星野の議員は2人おられます。それと支所長と。支所長は村長と一緒にですよ。そういう気持ちで対応せんことには何もできません。やる気を持って支所長は、何も権限ないないと言うやなし、本庁に何遍も行って掛け合ってこそ各支所の権限じゃないでしょうか。やる気さえあれば何でもできます。やらないから問題が起きるわけですよ。そいけん、職員の意識も変わっておりますが、その辺も各支所長は、何もでけん、金がないとか言わない

で、本庁に堂々と向かって、黒木の支所、星野、矢部にしろ、立花町の支所長に頑張っていたら、私は本庁の課長、部長と同格と、それ以上に頑張っていたら地域は発展していきます。市長いかがでしょうか。

○市長（箕原悠太郎君）

お答え申し上げます。

栗山議員から今御指摘いただいた職員の意識のところだと思うんですけども、本当にまさにそこに全ては帰結するんだと思います。

支所の支所長は、当然、住民の皆さんはやはり合併前の村長、町長と同等というところで接することが多いと思いますので、そういった意味で、そういう意識を持って仕事をしていただいていると思いますけれども、やはりそこはさらにやっていただけるところもあると思います。一方で、支所長の意見を聞く側の意識、本庁職員が主だと思いますけど、それは私だったり、副市長も含め、部課長をはじめとした職員側の意識も、やはりこの支所長は一課長級という、組織上は当然、課長級ですけども、それは地域を代表している。まさに地域の方は村長と同じような、本当に各町、村のトップだと思ってるような意見を上げているんだという意識を持つことも必要なんだと思います。そういった本当に全てがやはり職員の意識を変えていく、向上させていくということが大事だと思いますので、その機構の在り方というのも、職員の意識がしっかり我々の意図する方向に向くような形、それが何なのかというところをしっかりと議論を続けてまいりたいと思います。

以上です。

○20番（栗山徹雄君）

各職員さんは今まで豊富な経験をしてあるから、今さらああじゃない、こうじゃないと言う必要はないです。職員さんが一番分かろうと思いますよ、我々よりも。それをあえて問題にして、本当に職員さんが命をかけてやれば私は何でもできると思いますよ。

人間が少ないから支所が機能せんとかいう話もありますが、確かにそれもあるかもしれませんが。私が昔、坪内寿夫さんの本ば読んだとき、佐世保重工業ば再建させた人ですね。やっぱり12人おった班が半分でも、佐世保重工はそれで黒字を出させた人ですよ。それは民間で言えばですね。支所も人間は少なかでも、大勢おれば人に頼るわけです。少なかなら少なかで自分がやらなきゃ誰がやる、そういう気持ちになってほしいですね。俺がやらなければ誰がやると。住民は、各支所で全体で面倒を見ると。できないことは本庁に行ってお願いばする。一遍や二遍、三遍でも行かやんですね。そういう気持ちの中で人間関係ばつくっていかんことには、口上ばかりしよったっちゃ何もできません。支所職員はプロですよ。もう10年、20年、30年やっておられるから分かっておるはず。やり方も分かるとるはずですよ、一々私どもが言わんでも。職員さんがやればいいとですよ。働いて、働いて、働いて、働けばいい

じゃないですか。我々議員も各地域におるわけ。一緒になって戦えば問題はない。支所に行って何もならんやっつたと言うんやなし、それは支所長が悪い、何もならんとは。支所長が行って何とかするという男気を持った支所長でなければ、男だけではない。これは失言ばつてんですね。支所長というのは本当にそういう気持ちでやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

○5番（古賀邦彦君）

今回の機構改革につきましては、いろいろ時代に合った本当に今改革をしなきゃいけない様々なビジョンがあると見ております。

その中で、私は今回、中山間政策係、非常にこれは大事なところだなと。特にやっぱり支所機能の強化、連携強化というのが非常に今本当に求められている中で、そこに着手する第一歩ではないかとも見ております。この点について何度も御答弁はいただいておりますが、市長の決意をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、古賀議員から御指摘いただいたとおり、まさに今後の支所機能を含む地域の在り方をしっかり全庁を挙げてこれから考えていくんだという覚悟の表れを、今回、この係に込めているところを改めてお伝えしたいと思います。

係というと、課じゃなくていいのか、部じゃなくていいのかという議論もあるかと思いますが、企画政策課は全庁横割りで、全ての縦割りに陥らずに、今いろんな課題が縦割りでは対応できなくなっている中で、そこに対応するのが企画政策課だと思っておりますので、その企画政策課、市長直下で全部署を見る企画政策課の中にこの中山間を見る係を置いたということは、それだけ全庁挙げて山間部のことをしっかり考えようとしているという、この市政の方針を示したものだと思っております。ただ、第一歩と言っていたとおり、この係を置いたから全て解決ではない、まさにこの係を中心に、これからどう中山間地を含めたこの八女市全体を発展させていくのかというところを議論していきたいと思っておりますので、そこはしっかり結果で示せるように、今後、議会の場でも皆様にこの取組についてはお話をできるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

終わります。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○14番（牛島孝之君）

私は反対の立場で討論をいたします。

いろいろ言われました。各議員が、支所長は頑張ればできると。できないから喪失感があるわけですよ、支所長あたりが。今までずっと言ってきたけれども、それは上下関係はあっちゃいけませんけれども、課長級と言われました。支所長と本庁の課長級を見てみるとやっぱり全然違います。その上には部長もおります。本当に部長が本庁にばかりおらんで、先ほど言われましたように、支所を定期的に回っていくと、本当にそういうことが必要だろうと思います。

この中で、まずこの機構改革に支所長が入っていない、私はそこが間違っている。本当に支所の意見を酌み上げるためには、支所長の意見をちゃんと吸い上げて、それをこの機構改革に反映させるということがまず必要だったと思います。

それと、市長の答弁の中に本庁に権限をと、あるいは人口もそうですけれども、ダムのな役目で、東部から来られる方を広川町とか筑後市に行かせないで、この八女市にすると。私はまず本庁に全権限をとという考えが、市長には失礼ですけれども、やはり中央官庁、霞ヶ関に10年間おられた。国があれだけ地方分権と言いながら、一切ほとんどしない。権限は握っておる。私はその縮小版が今の八女市ではないのかと。ある程度の権限を支所長に任せる。それをしないと、幾ら支所長が頑張っても、本庁まで来て支所長会があったとしても、ああ、自分たちの意見はどうせ通らんじゃん。この諦めの気持ちを持たせちゃいかんのですよ、支所長あたりに。それは確かに昔の町村でいけば、支所長は1人ですので、昔の町長、あるいは村長かもしれませんけれども、それが本当にそういう権限を持たせていただければ、それだけの仕事もできると思いますけれども、やっぱり本庁に行って支所長会、課長級といっても本庁には部長級がいますよ。ああ、これで自分が一生懸命言っただけでも、意見も通らんと。同僚議員が言いましたけれども、職員も支所に左遷されたとか、そういう気持ちを支所

の職員に持たせちゃいかんわけですよ。だから、ある程度の権限は支所に持たせる、私は必要と思います。

先ほど機構改革の組織図ですね。この中に中山間政策とか、あるいは林政係、森林経営計画係が出ております。旧八女市には森林組合はあったことがありません。私から言わせれば、林業振興課は黒木なら黒木に持っていったいいんじゃないかと、私はそう思います。なかったところに、森林組合がなかったところのことは分らんのですよ。

私はそういう立場から、この機構改革案には反対をいたします。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

まず、賛成の討論の方、手を挙げてください。

○21番（川口誠二君）

この議案に対して賛成の討論をしたいと思います。

まず、この議案の提案理由は、来年4月1日の機構改革に伴い、部及び未来創造戦略室を再編し、各部の業務を改めるということで、具体的な内容は、いわゆる行政組織条例というのは部です。現行6部あるのを7部にするということの改正ですよ。行政組織条例はあくまでも議会の議決事項です。行政組織条例を変更しなくても機構改革はできるわけですね、いわゆる市長の権限で。ですから、私は今回、いろいろ東部の再編問題、東部の問題について出ておりますけれども、私はこれは大変重要なことだろうと思うんです。ですから、まずはやはり6部から7部になるということは、当然、東部の地域も含めたところで、八女市全体の活性化を図るために7部体制をしきたいということでの条例改正だろうと思うんですよ。

そして、それに伴う機構については議会の議決事項ではありませんので、いろいろ今回出ました意見、こういったのを十分やっぱり頭に置いていただきながら、そういったことを含めて、さらなる行政機構の在り方については、実態に合った形で検討していただくことを痛切にお願いし、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

反対の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

では、賛成の方お願いします。

○11番（田中栄一君）

私は議案第53号について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。

機構についてはそれぞれに思惑というのがありまして、非常に100点満点の機構改革というのはなかなか難しいことだと感じております。

今回の機構改革は、八女市の課題であります中山間地振興の政策を担当する中山間地政策係の設置によりまして、市長が言われる本庁と支所との連携が強化され、今まで以上の中山間地の振興が期待されると思っております。

また、シティプロモーション課並びに交通政策課の新設によりまして、八女市の認知度の向上や交通体系の抜本的改善が期待されることなど評価される点も多いということから、賛成するものでございます。

なお、先ほど来より支所の処遇についていろいろ御議論がございましたけれども、各係の設置につきましては、市長の専決事項でございます。こういうことから、先ほど来の意見を参考にされて、今後の支所等の在り方については十分検討されることを申し添えて、賛成討論といたします。

○17番（栗原吉平君）

賛成討論。

○議長（橋本正敏君）

はい、反対はいませんでしたので。（発言する者あり）いや、反対はなかったもので、賛成討論です。

○17番（栗原吉平君）

議案第53号に賛成の立場で討論させていただきます。

今各議員から各地域の支所の問題、いろんな問題がやはり執行部には届いたろうと思っております。

また、支所には支所の言い分もあるし、やはり議員には議員の言い分もあるし、いろんな問題も山積しているのは当たり前でございます。当矢部村につきましても、この機構改革の中にやはり支所の部分というのが見えてきませんので、ちょっとその辺の不満はありますけれども、800人しかいないという地域の中で、限界集落ではなくて、消滅集落が出てきているという現状の中で、やはり機構改革の中でどうそういったところを生かしていくのかというのが今後の課題じゃなかろうかと思っております。

そこで、やはり1年間新しい市長の下で、いろんなことで私も支所に行きますけれども、これほどやはり市長、それから副市長、それから部長、お見えになったことはございません。よく地域に入ってこられたなど。やはりこれはリーダーシップとしての市長のそういう見解があるんじゃないかと思っております。

そういう期待を込めて、今後も十分支所に出向いて、いろんな課題を持ちながら解決されると、そういう期待を込めて、この機構改革に賛成討論したいと思えます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

13時50分まで休憩します。

午後0時51分 休憩

午後1時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開いたします。

議案第54号 八女市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○19番（森 茂生君）

二、三お尋ねをいたします。

この中の改正が3つありますけれども、2番目の保育士不足解消のためというのがありますけれども、八女市において保育士が不足していますか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

今回の条例改正そのものが市町村の不足に関することかといいますと、そういうことではございませんけれども、議員御質問の市内で不足をしているかということに関しましては、保育所の定数というものがございまして、その定数に対しまして、児童の数というのはそのうちにありまして、その全てが保育を受けているという意味では、八女市の保育士については、現状、不足はしていないと認識をいたしております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

国家戦略特区という言葉が出てきます。これについて、ちょっと内容をお知らせください。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

国家戦略特区というものは、様々な分野で国家戦略特区がございますけれども、今回の条例改正に関する国家戦略特区につきましては、保育士の資格に関する国家戦略特区が組み込まれている都道府県並びに市になりますので、保育士の資格に関する国家戦略特区につきましては、府県が3、それから1市の国家戦略特区になっているところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

それから、認定地方公共団体というのが出てきます。これについて、ちょっと説明をお願いします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

地域限定保育士制度の認定ということかと思っておりますけれども、認定地方公共団体ですけれども、これは地域限定保育士制度を実施している認定地域公共団体ということになりまして、これまではそれが国家戦略特区に限られていたものが、今回、一般化をされるということになります。八女市に限ってお話しさせていただくと、この認定地方公共団体は福岡県になりますので、福岡県が認定を受ければ、八女市もそこで認定を受けた保育士を雇用することができるということになります。

現在、福岡県のほうに確認をいたしましたところ、この認定の申請を行っているところと確認をしているところでございます。

○19番（森 茂生君）

大体分かりましたけれども、ここの説明資料の中に、福岡県が国の認定を受けるとなっていますけれども、受けるとですから、まだ受けていないという理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

現在、県のほうに確認いたしましたところ、認定の申請を行っているということで回答いただいているところでございます。

○19番（森 茂生君）

申請を行っている、まだ認定に至っていないという理解でよろしいんですか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

現状ではそのように認識をしているところでございます。

○19番（森 茂生君）

ここに令和7年11月13日こども家庭庁が出しているのがあります。

1府5県の地域認定保育士試験実施方法が云々となって、認められましたのでお知らせをしますという文章です。

認められましたから、令和8年度中に地域限定保育士試験の実施を予定している地方公共団体があったからということですがけれども、これによると、来年度、令和8年度にその試験を行うわけでしょう。ということは、ここに認定地方公共団体、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県となっています。ということは、もう既に認定は行われていると私はちょっと理解したんですけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

申し訳ございません、私どもが確認をした時点で、県の回答は現在申請中ということでございますので、その認識でございましたが、既に認定をされているということについては、確認をいたしておりませんでした。その点は再度確認をしたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

ちょっと文章が気になったものですからお尋ねしたわけです。再度ちょっと確認方を願います。

この地域認定の保育士は、決められたところに3年間勤務をしなければならないということのようですがけれども、それは八女市内で受けた人は八女市内の保育所に勤務しなければならないんでしょいか、それとも、福岡県全部はいいんでしょいか。そこら辺のところはちょっとはつきりしませんでしたので。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

まず、その3年間の勤務という部分につきましては、3年間の勤務をすれば、保育士と同等の資格を得ることができるということになっておりますので、そういった意味での3年でございます。

この地域限定保育士制度といいますのは、そもそも国の実技試験というものがございませけれども、それが各認定をされた都道府県、八女市でいいますと福岡県ですけれども、福岡県が実施する実技講習会の受講を受ければ、この国の実技試験を免除されるということで、この地域認定保育士になれるということになりますので、その試験を受けて地域限定保育士になられた場合は、その方を八女市が雇用することはできるということになります。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ちょっとそこが不明なんですけれども、3年間は、そしたら八女市内に勤務しなければならないという縛りになってくるわけでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

3年間の縛りという意味ではございませんで、この地域限定保育士という資格で、八女市で働くことは可能ですけれども、例えば福岡県で認定をされて、福岡市で最初認定を受けて、そこで3年間働かれた場合は、その福岡市で保育士としての資格を有することができるということになりますので、資格そのものが3年で変わってくるという位置づけと認識しております。

○19番（森 茂生君）

その認定を受けたところで3年間を勤務しなければならない、不足しているからよそに行っちゃ駄目ですよ、ですから3年間はこの地域で勤務してくださいよ、3年たったらよその地域に自由に移っていいですよと私は理解していたんですけれども、どうも福岡市だったり、八女市だったり出てきますので、ちょっとそこら辺のところをはっきりさせていただきたいと思います。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後2時 休憩

午後2時1分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えします。

申し訳ありません、私の認識が少しくずれておりました。

3年間といいますのは、福岡県でこの地域限定保育士の資格を取られましたら、福岡県内の市町村であれば3年間勤務が必要ということで、県の縛りが3年間ということでございますので、その福岡県以外のところでは、3年間は勤務がこの資格ではできないということになっております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

よそに行かないように、足りないものだから縛りをかけて、その代わり少しだけハードルを低くしましょう、その代わり3年たったら国家資格と同じように、ちゃんとした資格を与

えて、どこでも行っていいですよだろうと私は思っていました。やっぱりそうしなければならぬほど、私は保育士が不足をしているのかなと思ったわけです。ですから、八女市の場合、不足はないということですがけれども、再度お尋ねをしますけれども、今は足りているかもしれませんが、1年間通してちゃんと十分な保育士が確保されているのか、ちょっと再度確認をいたします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

現状で保育士の不足によって保育ができていない保育所があるかということ、そこまではないかと思っておりますけれども、現実的に議員おっしゃいますように、八女市においても保育士そのものの不足というのは大きな課題でございます。今後、保育士が不足するということは予測がされますので、そこについては現状、足りているからこのままでいいということではなくて、そこは保育士を確保していくことについても、市として積極的に考えていく必要があると認識をいたしております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

子どもさんがおっても保育士がいないことには、こればかりはどうもこうもならぬ問題ですので、綱渡りではなく、ちゃんとした人員確保だけはよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点だけちょっとお尋ねしますけれども、これに地域限定保育士の試験というのがありますけれども、今まではちゃんとした公的機関なりがやっていたかと思っておりますけれども、今回初めて、いわゆる株式会社みたいなところに、その試験を委託できるような改正になっているような気がしますけれども、福岡県で受けるなら福岡県の試験はちゃんと県がやるのか、株式会社のものに委託をされるおつもりなのか、そこら辺のところはどうなっているか、お尋ねします。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えをいたします。

現在、福岡県のほうでこういった仕組みをもって委託も含めて実施をするかという詳細なことについては、確認が取れていないところではございます。

ただ、令和8年度から実施をされるということになりますので、その点については、市としても早急に内容については確認をしていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

資格の問題ですので、できればそういう株式会社のところが試験を受け持つのではなく、そういう利害関係、あるいは金銭関係がないような、そういうところで試験はちゃんとやるべきだと思っております。

ぜひそういうのは、県に対してきちっとやっぱり八女市のほうからそうしてほしいという要望は出すべきだと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、そこは資格の問題になってまいりますので、市としてどういった考えを持っているかということについては、県ともコミュニケーションは取っていきたいと思っております。

○19番（森 茂生君）

コミュニケーションではなく、ちゃんとした今までどおりの責任のあるところが試験を行っていただきたいという要望を出していただきたいと私は思っているわけです。いかがでしょうか。

○子育て支援課長（末崎 聡君）

お答えいたします。

市としての考えの要望については、県のほうにお伝えをしたいと思えます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

○19番（森 茂生君）

議案第54号に反対の立場で討論を行います。

この議案は、保育士不足解消のための国家戦略特区に限って認められていた地域限定保育士を八女市でも従事可能となる一部改正②が含まれております。

保育士不足を理由に資格取得のハードルを下げ、担い手を増やそうとするやり方では、根本的な解決にはならないと思えます。保育士不足のそもそもの原因は、他産業と比べても著しい低い給与水準や配置基準の不十分さなど、労働環境の劣悪さにあります。さらなる規制

緩和によって資格取得者を増やそうというものですけれども、保育現場の労働環境の抜本的な改善がされない下では、保育士不足の解消には結びつかないことは明らかです。

また、保育士は子どもの保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながりづくり、困難を抱える家庭への支援など、多面的な専門職であります保育士の処遇改善と専門性の向上こそ、市が今力を注ぐべき課題であります。

また、地域限定保育士試験の判定事務を民間企業に委託可能としていることは、公的保育の非営利原則に照らしても容認できるものではありません。

以上の理由により、議案第54号に反対するものです。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議案第55号 指定管理者の指定について（八女市地域福祉センター）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きいたします。

この八女市地域福祉センター、この名称を書いていますけれども、おりなすの北側にある通称福祉会館のことでよろしいでしょうか、お聞きします。

○介護長寿課長（前田加代子君）

お答えします。

こちらは上陽町にある地域福祉センターでございます。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

できれば、住所、番地を書いていただくと分かりやすいので、今後はどどここのということを書いてもらえれば分かりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号 指定管理者の指定について（八女伝統工芸館 八女手すき和紙資料館 八女観光物産館 八女民俗資料館）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

議長、観光施設、議案第56号から第58号まで一括して質問させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（橋本正敏君）

一括ということは、どういうことでしょうか。今、議案第56号です。

○3番（坂本治郎君）

じゃ、56号のみに関して質問します。

まず、前提として、指定管理制度、福祉施設ではなく観光施設であれば、競争が働いては

しいと私は思っているのですが、施設の運営を止めないために、さすがに反対はできないと私は判断しますが、今回の指定管理者に当たり、応募者数は何団体であったか、確認させてください。

また、一般財団法人伝統工芸館という名称からは指定管理が固定化されているように感じます。競争がされていないようにも感じますが、この点はいかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

指定管理者の選定に当たりましては、公募によりまして広く公募者を募ることが原則ではございますが、施設の設置目的を最も効果的に達成できる団体を選定することが重要であると考えております。

今回の選定理由につきましては、公募をしておりませんが、資料でもお示ししておりますけれども、一般財団法人八女伝統工芸館は、昭和61年の開館以来、39年間にわたりまして施設の管理運営に携わっております。

その長年の経験の中で、伝統工芸品の保存、継承を目的とした地場産業の振興、こういったことを、この施設の特長や地域を深く理解した運営ノウハウと豊富な実績を有していること、また、この法人につきましては、役員さんが仏壇、提灯、和紙といった各工芸品組合の代表者を中心に構成をされております。職人による実演であったり、質の高い作品の展示、また後継者の育成につながるような事業など、この施設の根幹をなすような事業、こういった活動は、つくり手であります伝統工芸団体の全面的な協力が必要でございます。これが1点。もう一点が、4つの施設の一体的運営による相乗効果、伝統工芸館と手すき和紙資料館、民俗資料館、観光物産館の4つの施設が相互に連携することが大変重要であると考えております。

これらの理由から、特に伝統工芸の担い手であります伝統工芸団体との不可分な関係性を最も重視して、引き続き同法人に管理運営を委ねることが最適であると判断いたしまして、今回、提案をしております。

○議長（橋本正敏君）

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。
本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。
採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。
議案第57号 指定管理者の指定について（八女市食の健康拠点施設）を議題といたします。
本案について質疑を行います。

○3番（坂本治郎君）

先ほどと同じ理由で、観光施設はやはり競争が働いてほしいという観点から質問させていただきます。
今回の指定管理に当たり、応募者数は何団体であったか、お願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。
1者でございます。

○3番（坂本治郎君）

株式会社YMサービスについては、近年の新規公共施設の運営を多数担っており、特に特定事業者に依存しているようにも見受けられます。他事業者が参入できる環境整備について、今後どのように取り組まれるか、お伺いいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。
今回、指定管理期間のほうを4年間としております。こちらにつきましては、観光振興課が所管する指定管理施設が21施設ほどございます。そのうち15施設のほうは、指定期間が周期がそろった形になっております。

そういった形で、指定期間をそろえることで、次回の指定管理者を募集する際にスケールメリットとかを生かした提案とか、あと、地域密着型の提案などを、施設の特性に応じて応募者の得意分野に即した提案を受けることができるようにと考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

ちょっとよく分からなかったもので、すみません、つまり4年ごとに今回の例えば一つごとの施設と応募されているわけじゃなくて、1者が一括でいろんな施設を持つという形になっているということでしょうか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

応募期間をそろえるということのメリットは、幅広く柔軟な応募ができるということで、広く応募を募ることも可能になるかと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

現在は5年間で、べんがら村以外はちょうど指定管理期間がそろった形になっております。べんがら村以外というか、ちょっとべんがら村以外もあるんですけども、21施設中15施設はそろった形になっておりますが、べんがら村につきましては、4年間にすることでちょうど指定期間がそろった形になるということでございます。そういった形でそろえることによって、幅広く柔軟な指定管理の応募ができるかと考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

了解しました。

幅広い方が参加、参戦できるような環境整備をぜひ構築よろしく願います。

○14番（牛島孝之君）

今言われました指定管理のこの施設、何施設と言われましたか、もう一度お願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

観光振興課が所管する施設につきましては21施設でございます。

○14番（牛島孝之君）

できれば、単なる施設の名称を八女市食の健康拠点施設じゃなくて、今言われた21の施設を別紙でも結構ですので、出してもらわないと分らんわけですよ。それについてはいかがですか。これは、べんがら村だけですか。それなら括弧して、べんがら村ぐらい書いてください。通称名を書いていただかないと、単なるこの八女市食の健康拠点、そちらは分かっても、分からない人もおるわけですよ。いかがですか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

次回以降は分かりやすく明記するようにいたします。

○1番（高橋信広君）

この株式会社YMサービスのことをお聞きしたいんですが、ここはまだ設立6年目ですかね。株式会社YMサービスのほうで、ほとんどの宿泊施設関係、飲食関係は請け負っていたいております。

そういう中で、もう既に10億円を超すという金額になっています。信用調査というのをかけられたことはありますか。

○観光振興課長（持丸 弘君）

かけたことはございません。

○1番（高橋信広君）

一般的に、民間でしたら、やはり取引するときは必ず信用調査をかけますが、自治体の場合は、なかなかそういうことはないんですが、過去、べんがら村は御承知のように、この株式会社YMサービスの前、西洋フード・コンパスグループ株式会社、その前に訴訟がありました。それで、そのときの業者を見ていると、信用調査をかけておけばこういうことにならなかったという反省もありまして、株式会社YMサービスももう6年目ということで、信用調査もできると思いますので、ぜひやっていただきたいと思いますし、ケース・バイ・ケースではいろんなケースで、やっぱり信用調査というのをぜひ自治体としてはやるべきと思っておりますので、見解をお願いします。

○企画部長（田中和己君）

御指摘ありがとうございます。

そういった方向も見据えながら、今、指定管理者選定委員会のほうでも、各法律家の方とか、税理士さんの方とか、そういった方にも御賛同いただいて選定に当たっておりますので、そういった面でも御指摘があったことについては、十分検討させていただきたいと思っています。

○1番（高橋信広君）

ぜひよろしく申し上げます。終わります。

○7番（原田英雄君）

ちょっと一、二点お尋ねいたします。

今回、先ほど1者ということで公募だったそうですけれども、まず、本来、指定管理者制度の目的、導入された目的を教えてください。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

指定管理者を導入したメリットといたしましては、市が直営するよりも企業さんのノウハウを生かして事業が進められるということで導入をしているところでございます。

○7番（原田英雄君）

従来の委託方式からこういう形で、公的施設を効率的に利用するというで制度導入されたと私も認識しておりますけれども、その前提として、公募をするという中で、1者しか応募がないというのは、どうしてかなと思うところですが、これはこれまでの経過も、過去の指定管理もそういう経過が非常に多かったかと思えます。

であれば、本来、先ほど言われる目的に加えて、やはり経済性ということで、いかに効率的にやるかという意味での競争原理が働かないということもありましょうし、果たして公募要件がどうだったのかと。要は、継続してやっている業者さんが有利になる、あるいは、それでないと応募できないような要綱が定められているんじゃないかという懸念を抱きますけれども、今回の公募については、1者しかないということをどのように捉えて、どういう経過であったか、お願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

今回、公募期間につきまして、直近の観光施設では、公募期間につきましては8日間という短い期間ということで、期間を定めておりました。

今回につきましては、22日間という公募期間を取っております。こういった公募期間を長く取ることで、ホームページで告知することで広く応募する期間があり、申し込んでいただけるように努めているところでございます。

○7番（原田英雄君）

今の社会経済状況から、右から左に応募される業者があるかないか分かりませんが、人材も足りないと言われていた中で、1者応募いただいたことは、ある意味でいうと、逆に感謝すべきことかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、本来ですと、やはり競争原理が働いて、より効率的でうまく運営していただくような事業体を指定管理者としてお願いするのが一番望ましいと思います。今回はそういうことでやむを得ないかと思いますが、

やはり公募をする段階で、公募要領、なぜ、じゃ、1者しかないのかというあたりは、これまで検証なりされましたでしょうか。あるいは、今後の考え方がありましたら、お願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

先ほど回答したとおり、次回の公募から観光施設のほうが、期間のほうが15施設がそろってくるという形になりますので、その折にはそういった検討をして、募集のほうを行ってきたいと考えております。

○7番（原田英雄君）

これ以上申し上げませんが、やはり制度をうまく活用することが必要かと思ひますし、余計な疑念を招くこともないと思ひますので、そこいらは今後指定管理を公募する際に、きっちりそこら辺は検討していただいて、取り組んでいただけたらと思ひます。

終わります。

○11番（田中栄一君）

先ほどの坂本議員の質疑に関連して、ちょっとお尋ねします。

このべんがら村の指定管理については、通常5年間のところを4年間とされております。

課長の答弁では、21施設のうち15施設をこの株式会社YMサービスで受けられているので、その部分に終期の期間を合わせるというお話じゃなかったかと思ひますけれども、こういったやり方をされると、株式会社YMサービスという指定を希望される場所に対して、便宜を図っているんじゃないかという変な誤解を受けることがあるかと思ひます。そこら辺について、執行部としてどう考えられているのか、お尋ねします。

○企画部長（田中和己君）

お答えさせていただきます。

疑念を持たれたことにつきましては申し訳ないですけど、まず21観光施設がありますけど、そのうち15施設が指定管理の施設ということで、その15施設全てを株式会社YMサービスにお願いしているわけではございませんで、今回、御提案させていただいている4年間という指定管理期間につきましては、15施設の指定管理施設の指定管理期間を、お尻を合わせるということによって、次回の令和12年度からになると思ひますけど、その際の応募を今後どういった形で組み合わせていくかとか、単体でいくかとか、そういったことを念頭に置いて、指定管理施設をうまく民間に活用していただいて、できる限り交流人口とか、関係人口とか、そういった戦略的なことを立てるために、今回、4年間ということで指定管理をさせていただいているということでございます。よろしいでしょうか。

○11番（田中栄一君）

何となく分かります。ただ、ちょっと今の部長の答弁を私なりに解釈しますと、基本的にどの施設に限っても指定期間の終了期間を合わせて、その部分で、要するに、ほかの受託を希望されるところについても参入しやすいようにしたいという理解でよろしいんですか。

○企画部長（田中和己君）

すみません、説明がなかなか難しくて申し訳ございませんが、そのとおりでございます。

○議長（橋本正敏君）

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 指定管理者の指定について（八女市横町町家交流館）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○14番（牛島孝之君）

お聞きします。

これが八女タウンマネジメント株式会社となっておりますが、この会社の設立は何月何日でしょうか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

お答えいたします。

八女タウンマネジメント株式会社は、令和元年5月13日設立となっております。

○14番（牛島孝之君）

その前の指定管理者はわかりますか。この会社の前の指定管理者。

○文化振興課長（片山あづさ君）

現在の指定管理者ということになるかと思います。（「以前の管理者」と呼ぶ者あり）

横町町家交流館の指定管理者は、現在、八女観光協会八女福島支部となっております。

○14番（牛島孝之君）

今度指定管理者となるのは、団体の名称として八女タウンマネジメント株式会社、ということ、競争入札があったということですか。八女観光協会八女福島支部と言われましたけれども。

○文化振興課長（片山あづさ君）

お答えします。

今回の提案している分は令和8年4月からの指定管理者が八女タウンマネジメント株式会社ということで、今年度、3月31日までは、現在、観光協会八女福島支部が指定管理者を行っていただいているという状況です。

○14番（牛島孝之君）

それでは、指定管理者を応募した場合に、この八女タウンマネジメント1者しか応募がなかったということによろしいですか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

2者ございました。

○14番（牛島孝之君）

もう一者はわかりますか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

もう一者は、八女カンガる一文庫という任意の団体の方でございました。

○14番（牛島孝之君）

当然2者あって、この八女タウンマネジメント株式会社に決まったから出してきたと思いますけれども、選定理由、言えますか。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

こちらの選定につきましては、審議委員さんが8名参加してあります選定委員会のほうで実施をしております、八女タウンマネジメント株式会社のほうの得点のほう、八女カン

がる一文庫の得点より高かったということで、八女タウンマネジメント株式会社のほうに選定しているところでございます。

○14番（牛島孝之君）

八女タウンマネジメント株式会社、代表取締役は分かりますか。

○文化振興課長（片山あづさ君）

お答えいたします。

代表取締役は山口隆一さんでございます。

○14番（牛島孝之君）

それでは、指定管理料は幾らですかね。

○文化振興課長（片山あづさ君）

令和8年の指定管理料につきましては、これから予算措置をしていくということになります。

以上です。

○14番（牛島孝之君）

当然、令和8年はそうでしょうから、令和7年度は幾らですか。

○議長（橋本正敏君）

暫時休憩します。

午後2時39分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

○財政課長（鵜木英希君）

お答えいたします。

横町町家交流館の指定管理料になりますが、8,514千円となっております。

○14番（牛島孝之君）

終わります。

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 花宗用水組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。14時55分まで休憩します。

午後 2 時43分 休憩

午後 2 時55分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き再開します。

議案第60号 令和7年度八女市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案につきましては、委員会付託案件であり、議案質疑の通告がありましたので、質疑を許します。

19番森茂生議員の質疑を許します。

○19番（森 茂生君）

もうしばらくお付き合いをよろしく申し上げます。

発言通告に従い、6款1項2目農業総務費を質問いたします。

「農地中間管理機構を活用し、」ということになっておりますけれども、農地中間管理機構というのがありますけれども、簡単に説明をお願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

農地中間管理機構につきましては、通称農地バンクと言っておりますけれども、平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律が施行されまして、平成26年3月に農地バンクがその法律によってできております。これは貸し借り、売買等の貸手から借手、売手から買手に橋渡しをする中間機能を有するところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

通称農地バンクという言い方がされておりますけれども、本年4月、法改正があり、この制度が変わったと言われておりますけれども、どのように変わったのか、お尋ねします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

御承知と思っておりますけれども、本年度から地域計画という形で、国も農地中間管理事業を加速的に進めていこうという背景がございまして、農地の移動ですね、貸し借り、それから売買を含めたところですが、御指摘のように、令和7年4月以降は、原則として農地中間管理機構を経由する手続に一本化されております。

先ほど言いましたように、国は担い手に将来80%、集積、集約化していこうという目標を掲げております。それを加速するための背景がございまして。

ただし、従来あります、そのことで利用権設定と申しますけれども、相対での貸し借りですね、これはそれと併せまして、廃止されております。

ただし、農地法の第3条というのがございまして、これは通常どおり、貸し借り、使用貸借なり、売買なり、賃借権、そういったものは手続としては残っております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりましたけど、農地に関しては、今まではほとんどと言っていいぐらい、農業委員会の権限でいろいろ行われていたと理解していますけれども、そしたら、今年4月より、農地中間管理機構がその役目を果たすような気がしますが、先ほど第3条は残るかどうかという答弁でしたけれども、農業委員会との関係が今後どうなるのか、もう少し明確に答弁をお願いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

農業振興課、それから農業委員会等の関係性ということでございますが、基本的には農地と人をつないでいく役割については、これまでどおり連携しながら、農地を有効に、意欲ある担い手につないでいくという形は変わりません。

先ほど言いました農地中間管理機構の手続と農地法の手続があるということの若干の違いを申しますと、基本的に市としましては、こういった政策を背景に、農地中間管理事業の一定、貸し借り以外の総合的な幅広い活用もございますので、農地中間管理事業を活用しての貸し借り等を原則的には推進しております。

一定いいますと、貸し借りについては農振地域内——青地農地と言いますけれども、農振地域じゃないところの農地もエリアとしてございますけれども、農地中間管理事業においては、どちらも貸し借りは可能でございますけど、売買になりますと、地域計画自体を農振地域で設定した形で担い手の位置づけをしておりますので、そういった農振地域外の農地になりますと、これは基本的には、農地法での売買という形のすみ分けをしております。

なぜ農地中間管理事業を推進するかといいますと、メリットもございまして、バンクという公的機関を仲介する中で、例えば、貸し借りの場合はバンクを間に挟んでおりますので、貸手、借手、相互に安心して貸し借りができる。賃料の未払いですとか、農地が相対ですと返してもらえないじゃろうとかですね、そういった返還リスクもないと。

それから、借手のメリットとしては、複数のいろんな方に農地を借りている、頑張っている農家さんが、機構を介していきますと、賃料をまとめてバンクに納められる、複数の借手がおっても、そういったメリットもあります。

それから、売買の場合になりますけれども、買手の不動産取得税の軽減措置とかですね。売手側のメリットとしては、譲渡所得の特別控除とかですね、一定の担い手にそういった売

買とかを行われれば、そういったところのいろんな制度がございますので、今後、市としましては、農地中間管理事業を推進しながらも農地と人をつないでいく、農業委員会がやはり農地保全パトロール等も強化しておりますので、そういったところの情報も含めて連携を取っていきたいと思っております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

今後は、農地中間管理機構を中心に貸し借りなり、売買を積極的に集約していくということだろうと思いますが、ちょっと話がそれるかもしれませんが、東部地区のある地区で耕作放棄地、お茶園がほったらかしになっているようなところが数多くあるそうですけれども、そこに太陽光発電の業者が来て、反当200千円か、300千円か出すから、ぜひ売買、売ってくれという話があったそうです。そうしたところが、そこは国の事業で開墾していた第1種農地ということで、太陽光発電の転用は無理だという話を聞きました。

それはそれでいいんですけれども、やっぱりそういう荒れているお茶園、農協に話を聞きましたら相当あるようです。ないようで実は相当あるんですよという話を農協の幹部等と先般しました。やっぱり太陽光発電も場所によってはいいんでしょうけれども、できれば農地として確保していた地域ですので、やっぱりそういうところを積極的に活用して、それこそ農地中間管理機構を媒介として、担い手、あるいは意欲のある農家に大いにつないでいく必要があると思います。太陽光発電より、やっぱり農地ですので、農業所得に向けていく、これが農業振興課の役目でもあると思います。

それで、ぜひそういう農地がたくさんあるということですので、ましてや、農地中間管理機構も強化されるということですので、耕作放棄地をぜひ調べられて、やっぱり使えるところは積極的にこの農地バンクを活用して、担い手もしくは意欲のある農家に集積をして、農業所得を上げる工面をぜひ積極的にやっていただきたいと思っておりますけれども、農業振興課長の答弁を、いかに考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

議員御指摘のある東部地域の、恐らくその場所については、以前、茶園造成とかされて、一定、国の整備事業がかかっている地域だと思います。本当に優良団地だろうと思っております。

先ほど言われた第1種農地ということでありましたけれども、通常でいきますと第1種農地は農業委員会の区分で10ヘクタール以上が第1種農地という区分ですけれども、こちらは国の整備事業を受けると、一定の社会資本投資が入っておりますので、10ヘクタール以下でも第1種農地のくくりになりますので、原則、転用不許可という話になります。

そういう中で、先ほど農地中間管理事業を幅広くという話をしましたけれども、単に貸し借りをを行う事業じゃなくて、今回補正でもお願いしておりますように、意欲ある農家の方にまとまった農地を団地的に集約していく交付金制度の支援もごございます。（「簡単でお願いします」と呼ぶ者あり）

それから、もう一つ紹介したいのが、遊休農地の解消とか耕作条件の改善のための軽微な農地の改良、それから、例えば、キウイからかんきつへ転換するという形で高収益作物等への転換とかですね、そういった関連する整備事業もごございますので、そういった幅広い活用ができます。

昨日も離農者の把握の仕組みづくりという話がありましたので、議員御指摘のように、今後は、農地中間管理機構をはじめ、関係機関と連携しながら意欲ある農家の規模拡大ですとか、基盤整備事業の要望などの把握に努めながら、遊休農地の解消と意欲ある農家への経営安定の基盤づくりにつながるように努めたいと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

ぜひこれを利用して、フルに活用して、農業発展のために頑張っていたいただきたいと思います。

2項目の農業振興費についてお尋ねします。

ここにGAP認証というのが出てきますけれども、「認証取得に必要な初期費用を支援する」となっています。恐らくこれは民間団体が認証をするんだろうと思いますけれども、通常、幾らぐらい認定費用がかかり、幾らぐらい補助をされる、初期費用を支援される状況になっているか、お尋ねします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明の前にですけれども、今回の補正予算要求しておりますのは、（「分かっています」と呼ぶ者あり）有機認証の関係でございまして、恐らくGAPの関係、申し訳ありません、それは9月補正で国際水準GAPの認証の支援ということでございますので、補足しますと大体GAP認証が、JGAP、ASIA GAPでいきますと2年、それから一番厳しいようなGLOBALG.A.P基準でいきますと、通常1年の更新ということで、恐らく認証費用、審査費用含めて数十万円という形になっておりますので、それが1年、2年のスパンで必要な経費が発生するということになります。

今回の事業の部分——よろしいですか。（「いえ、もう結構です」と呼ぶ者あり）ちょっと予算外の話になりますが、以上でございます。

○19番（森 茂生君）

次に行きます。

世界に打って出る八女茶の生産販売強化事業と出てきます。これを読みますと「有機栽培への転換や輸出向け栽培に向けた取り組みを進めることにより」ということで出てきますけれども、どのように有機栽培を進められるおつもりなのか、改めてお尋ねします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

お答え申し上げます。

この事業については、基本的に福岡県のほうが令和7年度の新たな補正予算によりまして施行されました事業でございまして、お茶に特化した事業でございまして。

生産コスト支援という形で有機認証取得までは大体3年ぐらいかかりますので、生産コストのかかり増しの経費を支援するというものでございまして。

市の方針というのは、基本的には有機の推進については、まずは、やはり強制的にできるものではございませんので、いろいろな有機認証は究極の、そういった環境負荷の低減だと思えますけれども、いろいろな慣行栽培の半分の施肥なり、肥料でやるとか、いろんなみどり認定を受けてのいろんな取組もありますので、今回の補正予算につきましては、そういった生産者、志のある方を集約した形で、6名の農業生産者の方を有機認証の生産コストのかかり増し費用の支援をやるというところで考えておりますので、今後、これはお茶に特化した事業でございまして、継続的に事業の推進を図っていきたいということで考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

そしたら、今のところ、6名が有機認証に向けて動き出しているという理解でよろしいのでしょうか。

○農業振興課長（栗原勝久君）

そのとおりでございます。6名と言いましたけれども、3法人と3個人の茶業農家ということになります。

ちなみに、この事業は既に有機認証を取ってある方は対象になりませんので、これ以外の方も有機認証を先行的にやってある農家もおられるということは御認識いただきたいと思えます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

「輸出向け栽培に向けた取り組みを進める」となっていますけれども、輸出国はどこを想定されてあるのか、お尋ねします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

現段階で、世界の需要を見ますと、いろいろ現在は、農産物は横断的には、やっぱりアジア

アの新興国中心になっておりまして、お茶については、やっぱりアメリカが多いような状況でございますけれども、八女はまだまだ有機が遅れておりますし、個者個者での自走やっております農家は、なかなか把握は詳細までできておりませんので、今回は、それぞれの販売戦略の中で、有機の付加価値を高めながらやっていこうということでございますので、基本的に、市も玉露のブランディング事業とか含めて、方向性は一定、市長の言葉を借りますと、EUでやはりそういった事業が、特に有機緑茶等の需要も含めて高いということでございますので、これは市だけで行ける問題じゃありませんので、茶業部会とか、当然、県茶連の連合組織とか含めて、一定の方向性について、やはり検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

それこそ、「世界に打って出る」ですので、農協の話をお伺いしたら、とてもじゃないけど、EUは農薬の基準でまるではねられる。まるでいかんとすよ。だから、農薬の基準の緩い東南アジアとかアメリカ辺りに行っているというのが、どうも今の現状です。

ですから、ヨーロッパ辺りに出すためには、相当厳しい基準、そして隔離された、例えば、茶園なら茶園、ドリフト——風によって乗ってきても駄目、一定、周りには何もないところでやらないと風向きによって農薬が紛れ込んだら、それでアウトという非常に厳しいのがEUの状況ですので、それをクリアするためには、特に、八女は今まで、いつも言っていますけれども、そういう面に非常に私は遅れていて——遅れたといういか、力をほとんど入れられていなかったと私は思っています。

特に、熊本県の山都町なんかは、世界一の有機農法になるといって、鼻息荒く打ち出していますね、そしてその認証を取っている農家も一番多いところなんです。それは完全な中山間地地帯です。

ですから、やっぱり恐らく今から出発しても相当遅れるだろうと思います。遅れるだろうと思いますけれども、世界の流れは脱炭素、CO₂削減、そして持続可能なほうに軸足が移っていくのは確実ですので、後ればせながら、やっぱりここに軸足を少しずつ移してですね。もちろん今までの農業を否定するつもりは毛頭ありませんけれども、主流は近いうちに軸足が変わってくるのは見えていますので、ぜひこれはすぐにできる問題ではないとは思っていますけれども、長いスパンで八女市の農業を持続可能な農業にしていくためにやってほしいと思いますけれども、「世界に打って出る」ですので、市長の考えを少しだけお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

「世界に打って出る」といっても、様々な手法ある中で、今有機についてお話をいただきましたので、そこに絞って御答弁申し上げますと、今議員からも御指摘いただいたとおり、中長期的には持続可能という観点の下で、やはり有機がどんどん主流になっていく、有機の割合が高くなっていくだろうということで、そこは、さきの一般質問の中でも申し上げましたけれども、一方で、短期的な視点、足元の視点では、欧米に比べると、やはり日本はまだまだ有機に取り組むことのメリットが少ない。やはり足元を有機でコストをかけたからといって、それがその分高くなるわけじゃないという、そういった課題がございますので、そこは、そういった足元の市場もしっかり見定めつつも、一方で、御指摘いただいたとおり、やはり中長期的にはしっかり取り組んでいく必要がありますし、また、有機転換は急にできるものではない。まさにドリフトだったり、そういったところを防ぐためには数年がかりでやらないといけないところでございますので、今からしっかり市としても、政策的にそういった有機の推進というのはやっていきたいと思えます。

また、何より有機農法に取り組むのは生産者の皆さんでございますので、生産者の皆さんに、そういった中長期的な傾向等も含めて、しっかり分かりやすく、なぜ有機に取り組む必要があるのかといった、そういったところも説明していく、そういった現場とのコミュニケーションもしっかり取りながら、市として県と国と連携しながら、有機栽培の推進に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○19番（森 茂生君）

よろしくお願ひします。

最後の問題ですけれども、有害鳥獣の問題ですけれども、これは相当、一般質問なんかでも論議をされておりますので、今までなかった部分について少しだけお伺ひします。

いろんなワイヤーメッシュ、あるいは電気柵、いろんな対策を取って、今回も補正を出さざるを得ないくらいに、また被害が増えているという理解でよろしいんでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

今回のワイヤーメッシュ、また電気柵の補正予算につきましては、令和6年度に有害鳥獣の被害が多かったというところで、令和7年度になりまして、そういった生産農家の皆さんが、一斉に電気柵とか、ワイヤーメッシュ柵の申請を行われたものでございます。年間10,000千円ぐらいの予算を取っておりますけれども、9月の下旬の段階でその分の申請が行われたというところでございます。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

新たな対策を考え出さないと、今までの延長線上ではどうも限度があるのかなと思っています。

そういう中で、一般質問の中でも出てきましたけれども、あるいは農業新聞あたりでも注目されているのが、鉄鋼スラグというのがあるようです。私ははっきり知りません。鉄の粉をコンクリートか何かに混ぜて、電柵の下に敷けば草が生えてこない、電気をよく通すから非常に効果が高いと言われておりますけれども、ぜひこれも、ひとつ検討をしていただきたいと思います。

それからもう一点ですけれども、ここに、ちょっとインターネットで取った、持ってきましたけれども、こう書いてあります。通常見ると、通常の箱ワナですけれども、免許不要のイノシシ捕獲わなということで、ちょっと見ると、今までの箱ワナです。しかし、よく見ると、枠の上が開いています。上が開いているということは、昔の柵で捕るわな、その延長線上で、これは免許が要らんですよ。農家の方は免許なしで、この箱ワナ、あるいは囲いわなといいますかね。広いところ、出られないようにして、その中のイノシシを捕獲するというので、こういうのは昔から狩猟免許を持たなくても農家の自衛策としていいということのようです。

ですから、これは林業振興課長にお尋ねしますけれども、こういう上がない免許不要の箱ワナ、これは今までは、ほとんどの方が免許持たんといかんと理解をしておりました。それで、このように堂々となっていますので、事前に言っていましたけれども、免許不要で明確にいいのか、林業振興課長の見解、八女市の見解といいたいまいしょうか、お尋ねをします。非常にデリケートな問題を含んでいますので、正確に、明確にお尋ねします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

森議員言われますように、この囲いわなという猟法につきましては、狩猟免許が要らないということになっております。

しかしながら、狩猟免許が要らないとは言いましても、捕獲後の個体処理につきましては、その生産農家さんですね、そのわなを仕掛けた方が責任を持って処理をしなければならないということになっておりますので、例えば、その個体を処理する際に第三者の方をお願いするという場合は、処理をする者は狩猟登録者じゃなければいけないということになっておりますので、その辺り、箱ワナの取扱いと違うございまして、また、囲いわなですので、複数の野生イノシシ等を捕獲するということになりますので、なかなかその辺の処理等が難しいのではないかと考えております。

そういったところからしますと、八女市には鳥獣被害対策協議会というのがありまして、そこでは、箱ワナを購入して、貸与させていただいたりとかしております。そういった両方

に囲いわなとかの猟法がいいのかどうかも含めて、そういった協議会の中で検討していきなと考えております。

以上でございます。

○19番（森 茂生君）

明確に、これは狩猟免許不要ということで大っぴらに出回っていますので、やっぱりそうだろうと思います。

確認しますけれども、農家の方が自衛のために自分の敷地内、山林とか耕作地内で、こういうわなは仕掛けても違法ではないということで明確に言っていいですね。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

そのような考えでいと理解しております。

○19番（森 茂生君）

それに類似するのがいっぱい出ています。これは大っぴらな、大きな網で捕るのとか、これも、その理屈からいうと狩猟免許は要らないという理屈になるかと思えます。

ですから、今後、いろいろ検討をして、新しい方策も取り入れて、被害を防ぐために今後とも頑張ってくださいということをお願いして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

以上で質疑を終結します。

本案につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、予算審査特別委員会を設け、付託の上、審査をすることにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は予算審査特別委員会を設け、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長除く21人にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は21人にすることに決しました。

正副委員長の互選をお願いいたします。

先例によりますと、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員会委員長となっております。今回はいかがいたしましょうか。

〔「先例」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

先例どおりという声でございます。先例に従い、委員長に高橋副議長、副委員長に服部総務文教常任委員会委員長にすることに決しました。

審査の必要上、会議規則第98条の規定により、分科会を設け、審査していただきますようお願いいたします。

議案第61号 令和7年度八女市介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

討論を終結し、採決します。

本案に賛成の方は賛成ボタン、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔押しボタン式投票〕

○議長（橋本正敏君）

押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本正敏君）

なしと認め、確定いたします。

採決の結果、全員賛成であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

議案審議が本日で終わりましたので、明日12日は休会といたします。

会期日程に従い、12月15日からは委員会となっておりますので、審査のほどよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 27 分 散会